

国第百八十三回

参議院厚生労働委員会会議録第十二号

平成二十五年六月十一日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

六月四日

辞任

補欠選任

江崎 孝君

那谷屋正義君

中西 祐介君

藤川 政人君

六月十日

辞任

石橋 通宏君

大久保潔重君

梅村 聰君

石井みどり君

中村 博彦君

大久保潔重君
梅村 聰君
石井みどり君
中村 博彦君

補欠選任

松野 信夫君

田城 郁君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

事務局側

厚生労働副大臣

常任委員会専門

松田 茂敬君

樹屋 敬悟君

田村 憲久君

上野 通子君

羽田雄一郎君

中村 博彦君

尾辻かな子君

牧山ひろえ君

大久保潔重君

櫻井 充君

足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

高階恵美子君

渡辺 孝男君

小林 正夫君

梅村 聰君

尾辻かな子君

西洋之君

梅村 聰君

君、那谷屋正義君、牧山ひろえ君及び櫻井充君が

委員を辞任され、その補欠として石井みどり君、

小西 洋之君

武見 敏三君

藤井 基之君

田城 郁君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

中村 博彦君

尾辻かな子君

牧山ひろえ君

大久保潔重君

櫻井 充君

足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

高階恵美子君

渡辺 孝男君

小林 正夫君

梅村 聰君

尾辻かな子君

西洋之君

梅村 聰君

君、那谷屋正義君、牧山ひろえ君及び櫻井充君が

委員を辞任され、その補欠として石井みどり君、

小西 洋之君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

修正案提出者

副大臣

厚生労働大臣

上野 通子君

羽田雄一郎君

石井みどり君

上野 通子君

大家 敏志君

武見 敏三君

藤井 基之君

丸川 珠代君

三原じゅん子君

浜田 昌良君

行田 邦子君

福島みづほ君

田村 壽久君

上川 陽子君

厚生労働大臣

國務大臣

衆議院議員

子君。

○衆議院議員(上川陽子君) ただいま議題となりました公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして御説明申しあげます。

修正の要旨は、政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとすることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武内則男君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願(第一〇三二号)(第一〇三三号)(第一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)

一、安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四一号)

一、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願(第一〇三九号)(第一〇四五号)(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)

一、安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇七〇号)

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第一〇六二号)

一、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇七〇号)

一、安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)(第一〇八二号)

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第一〇七一号)

一、不妊患者の経済的負担軽減に関する請願(第一〇七二号)

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第一〇七三号)

一、安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)(第一〇八二号)

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第一〇八三号)(第一〇八四号)(第一〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)(第一〇九一号)(第一〇九二号)(第一〇九三号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)

一、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)

一、患者窓口負担の大額軽減に関する請願(第一一〇五号)

一、新たな患者負担増計画反対、患者負担の大額軽減と安心して受けられる医療の実現に関する請願(第一一〇七号)

一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第一一〇八号)(第一一〇九号)

一、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願(第一一〇四二号)(第一一〇四三号)(第一一〇四四号)(第一一〇四五号)(第一一〇四六号)(第一一〇四七号)(第一一〇四八号)(第一一〇五〇号)(第一一〇五一号)(第一一〇五二号)(第一一〇五三号)(第一一〇五四号)(第一一〇五五号)

一、医療、福祉年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。

二、高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の充実を図ること。

三、難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の大人への移行期支援の充実を図ること。

四、全国どこに住んでいても我が国進んだ医療が安心して受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。

五、都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

第一〇三三号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 西田昌司君
百二十三名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三四号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
二名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三五号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外千九百四十四名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三六号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百四十五名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三七号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百四十六名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三八号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百四十七名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇三九号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百四十八名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四〇号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百四十九名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四一号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四二号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十一名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四三号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十二名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四四号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十三名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十四名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五五号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十五名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五六号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十六名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五七号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十七名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五八号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十八名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇四五九号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十九名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五〇号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百六十名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五一号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十一名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五二号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十二名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五三号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十三名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五四号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十四名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

第一〇五五号 平成二十五年五月二十七日受理
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
紹介議員 小川勝也君
外一千五百五十五名
この請願の趣旨は、第一〇三三号と同じである。

| | | |
|---|--|--|
| 請願者 愛媛県今治市 白石勇 外四千七百五十六名 | 紹介議員 山本 順三君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇三六号 平成二十五年五月二十七日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 宮城県栗原市 浅野淑郎 外三千二百五十八名 | 第一〇三六号 平成二十五年五月二十七日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 熊谷 大君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇三七号 平成二十五年五月二十七日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 東京都江戸川区 雪君代 外四千二百七十七名 | 第一〇三七号 平成二十五年五月二十七日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 川田 龍平君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇三八号 平成二十五年五月二十八日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 富山県中新川郡上市町 深美まり子 外三千百十七名 | 第一〇三八号 平成二十五年五月二十八日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 |
| 紹介議員 森田 高君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 福岡 資麿君 |
| 紹介議員 川田 龍平君 | この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 現在、不妊治療では、人工授精や体外受精など高額な治療の大部分が、健康保険の適用されない自費診療で行われており、治療を継続するには患者に大きな経済的負担がのしかかってくる。不妊治療ではホルモン値をみる血液検査や卵子を確認 | 第一〇三九号 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 大阪府岸和田市 山口英美 外五百名 | 第一〇三九号 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 大阪府岸和田市 山口英美 外五百名 |
| 紹介議員 松野 信夫君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四〇号 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 長野県上田市 齢田裕子 外四百名 | 紹介議員 松田 龍平君 | 第一〇四〇号 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 長野県上田市 齢田裕子 外四百名 |
| 紹介議員 松野 信夫君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四一號 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 愛知県みよし市 吉川勝久 外五千名 | 紹介議員 前田 武志君 | 第一〇四一號 平成二十五年五月二十八日受理 不妊患者の経済的負担軽減に関する請願 請願者 愛知県みよし市 吉川勝久 外五千名 |
| 第一〇四二号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 佐賀県藤津郡太良町 山口政治外二千名 | 第一〇四二号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 福岡 資麿君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四三号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 高知市 竹島和賀子 外二千百六十五名 | 第一〇四三号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 広田 一君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四四号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 福島市 渡辺政子 外千三百一名 | 第一〇四四号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 金子 恵美君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四五号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 熊本市 島井正人 外千九百九十一名 | 第一〇四五号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 松村 祥史君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四六号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 熊本市 島井正人 外千九百九十一名 | 第一〇四六号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 松村 祥史君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四七号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 熊本県那須塩原市 齋藤美代子外一万八百三十名 | 第一〇四七号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 谷 博之君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四八号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 札幌市 小野邦義 外九百九十九名 | 第一〇四八号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 荒木 清寛君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇四九号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 札幌市 小野邦義 外九百九十九名 | 第一〇四九号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 德水 エリ君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |
| 第一〇五〇号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 栃木県那須塩原市 齋藤美代子外一万八百三十名 | 第一〇五〇号 平成二十五年五月二十八日受理 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 紹介議員 谷 博之君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 | 紹介議員 前田 武志君 |

| | |
|---|--|
| 第一〇五二号 平成二十五年五月二十八日受理 難病・小児慢性疾患・長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 長野県上田市 町田貴 外六十三百八十二名 紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇五二号 平成二十五年五月二十八日受理 難病・小児慢性疾患・長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 山形県鶴岡市 石黒良孝 外千五百五十三名 紹介議員 舟山 康江君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇五三号 平成二十五年五月二十八日受理 難病・小児慢性疾患・長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 北海道北見市 奥山保 外一千七百五十五名 紹介議員 加藤 修一君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇五四号 平成二十五年五月二十八日受理 難病・小児慢性疾患・長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 新潟市 玉木清 外七千三百七十一名 紹介議員 森 ゆうこ君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇五五号 平成二十五年五月二十八日受理 難病・小児慢性疾患・長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 大阪市 神田穀 外二千三百二十名 紹介議員 尾立 源幸君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇五七号 平成二十五年五月二十八日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 奈良市 内原裕一郎 外二千九百八十一名 紹介議員 前田 武志君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇五九号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 横浜市 本田ひで 外三千二百十一名 紹介議員 水戸 将史君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇六〇号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 福島県いわき市 會川久美子 外九百八十三名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇六六号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 滋賀県長浜市 宮川肇 外三千九十七名 紹介議員 林 久美子君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇六一号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 福島県河沼郡会津坂下町 渡部早苗 外三千六百二十三名 紹介議員 増子 輝彦君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇七〇号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 愛知県知多郡南知多町 日比孜 外八千百四十六名 紹介議員 大塚 耕平君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇六二号 平成二十五年五月二十九日受理 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 埼玉県川口市 五十嵐真奈美 外九百六十八名 紹介議員 大野 元裕君 この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇七二号 平成二十五年五月二十九日受理 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 北海道釧路郡釧路町 山本隆幸 紹介議員 德永 エリ君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇八二号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 東京都足立区 鳥羽悦子 外五百零九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第一〇三九号と同じである。 |
| 第一〇七八号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 北海道函館市 宮崎馨 外八百七十六名 紹介議員 横山 信一君 この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇六五号 平成二十五年五月二十九日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 岡山市 斎藤由華 外九百九十九名 紹介議員 江田 五月君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇七九号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 福島県宇都宮市 小室絵美 外千三百六十六名 紹介議員 谷 博之君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇八〇号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 栃木県宇都宮市 小室絵美 外千三百六十六名 紹介議員 谷 博之君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇八二号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 北海道釧路郡釧路町 山本隆幸 紹介議員 德永 エリ君 この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇八二号 平成二十五年五月三十日受理 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員に関する請願 | 請願者 東京都足立区 鳥羽悦子 外五百零九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第一〇三九号と同じである。 |

| | |
|--|-----------------------------|
| 請願者 札幌市 菅原健作 外二百九名 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 紹介議員 小川 勝也君 | この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。 |
| 第一〇八三号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 京都府舞鶴市 船本雅彦 外四千九百九十九名 |
| 紹介議員 西田 昌司君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八四号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 岩手県奥州市 佐藤郁子 外千名 |
| 紹介議員 平野 達男君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八五号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 東京都葛飾区 山崎糧 外千五百七名 |
| 紹介議員 川田 龍平君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八六号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 沖縄県島尻郡与那原町 池村健一 外六百九十九名 |
| 紹介議員 山内 德信君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九一号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 北海道白老郡白老町 山口純子 外四百九十九名 |
| 紹介議員 德永 エリ君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九二号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 福島県二本松市 福永みどり 外一千四百九十九名 |
| 紹介議員 増子 輝彦君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九三号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 東京都葛飾区 瀬々道子 外九百九十九名 |
| 紹介議員 秋野 公造君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八七号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 川崎市 龍島亮 外四百九十九名 |
| 紹介議員 ツルネンマルティ君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八八号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 熊本県荒尾市 宮崎京子 外千名 |
| 紹介議員 松野 信夫君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇八九号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 広島県吳市 金城英美 外九百九十九名 |
| 紹介議員 古川 俊治君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九〇号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 茨城県高萩市 鈴木諒佑 外五百九十九名 |
| 紹介議員 荒木 清寛君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九一号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 名古屋市 平松和弘 外千九百九十九名 |
| 紹介議員 長谷川大紋君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九六号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 | 請願者 北海道白老郡白老町 山口純子 外四百九十九名 |
| 紹介議員 小川 勝也君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九七号 平成二十五年五月三十日受理 | 障害者福祉についての新たな法制に関する請願 |
| 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 三重県津市 山北忠明 外二千七百十三名 |
| 紹介議員 高橋 千秋君 | この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。 |
| 第一〇九八号 平成二十五年五月三十日受理 | 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 岡山市 松永正 外二千三百六十十五名 |
| 紹介議員 谷合 正明君 | この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。 |
| 第一〇九九号 平成二十五年五月三十日受理 | 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 | 請願者 大阪府八尾市 大芝佑希 外一百五十五名 |
| 紹介議員 山下 芳生君 | この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。 |
| 第一一〇六号 平成二十五年五月三十日受理 | 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願 |
| 新たな患者負担増計画反対、患者負担の大軽減と安心して受けられる医療の実現に関する請願 | 請願者 埼玉県東松山市 上野雅司 外一千九百九十九名 |
| 紹介議員 山下 芳生君 | この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。 |
| 第一一〇七号 平成二十五年五月三十日受理 | お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願 |
| お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願 | 請願者 京都府八幡市 住江憲勇 外五百九十四名 |
| 紹介議員 山下 芳生君 | この請願の趣旨は、第一一〇七号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一一〇八号 平成二十五年五月三十日受理
障害者福祉についての新たな法制に関する請願

講 勵 者
福島県二本松市 佐藤英明
七百六十名 外 千

この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君
十名
請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。
乃十日本委員会に左の案件が付託された。
、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法
律案

第一一〇九号 平成二十五年五月三十日受理
障害者福祉についての新たな法制に関する請願
請願者 二坂井日出吉(くま里トモイシ)

この請願の趣旨は、第七二五号と同じである。
紹介議員 山下 芳生君

(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百
二十二号)の一部を次のように改正する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

四

十四条の六) を削る

第一條中「目的」とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関する必要な事項を定めるものとする」を「目的とする」に改

第二十七条中「第一百三十八条第五項を除き、」
を削る。

第四十三条第一項中「第一百三十二条第二項並びに」を削る。

第四十四条の三第四項中「並びに第四十六条

び前項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四節

罰則（第一百八十二条—第一百八十八条）

第七項を同条第六項とする。

の「一に」を「前条各号のいづれかに」に改める。

第五十四条第三項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第六十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十一条の二を次のように改める

第八十五条の二、第八十五条の三を削る。

り、同項ただし書中「第八十五条」を「前条」に改め、同条第四項ただし書中「第八十五条各号の

一に」を「前条各号のいづれかに」に改め、同条第五項中「次の各号の一に」を「次の各号のいづれかに」に改め、同条

第三項中「二〇〇〇年」を「一九九九年」に改め、同項第二号中「第八十五条各号の一に」を「前条各号のいづれかに」に改める。

第八十七条第六項中「、第八十五条の二及び第八十五条の三」を削る。

第一百条の二第二項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第一百条の九第一項中「並びに第九章」を削る。

二第三項及び第四項」及び「(第四十三条第三項を除く。)」を削り、同項第十一号中「第七項」を「第六項」に改め、同項第十三号中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改め、同項第

三十四 削除

第一百〇一条第一項中「に」を「いすれかに」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「第一百三条」を「次条」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項を削る。

第九章を削る。

附則第四条の四第一項中「第一百十条、第一百十一条」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する
法律(昭和二十二年三月三十日)。

法律(平成)十五年法律第号以下平成二十五年改正法(二、三)附則第五条第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされた

平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の「第一百十条」に改め、同条第一項中「基金の設立

事業所」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する厚生年金基金(以下「基金」)

「一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立事業所」に、「第一百一十二条」を

「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成

二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百二十二ミニ又、同二三〇日頃「第三二二四

百二十二条」に改め 同条第四項中「第一百二十四条第一号」を「平成二十五年改正法附則第五条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による

改正前の第一百二十四条第一号に改める。

附則第四条の五第一項中「第一百一条」を「第一百二条」に改める。

二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」のとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項に、「読み替えられた第百三十二条第二項」を「読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十一条第二項」に改める。

附則第七条の四第二項第二号中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」に改める。

附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」を「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」に改める。

附則第七条の六の前の見出し中「連合会」を「存続連合会」に改め、同条第一項中「老齢年金給付」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされるもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十一条第一項に規定する老齢年金給付

次条第一項を除き、以下「老齢年金給付」とい
う。」に、「第一百三十一条第一項第二号」を「平成
二十五年改正法附則第五条第一項の規定により
なおその効力を有するものとされた平成二十五
年改正法第一条の規定による改正前の第百三十
一条第一項第二号」に、「第一百三十二条第二項」
を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされた平
成二十五年改正法第一条の規定による改正前の
第百三十二条第二項」に、「第一百三十三条」を「平
成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた平成二十
五年改正法第一条の規定による改正前の第百三
十三条」に改め、同条第一項中「第四十六条第五
项」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の第四十六条第五項」に、「同条第一項」を
「第四十六条第一項」に、「第一百三十三条の二第
二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の第四十六条第一項の規定による改正
前」の「第一百三十三条の二第二項」に改め、同条第
三項中「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の「第一百三十三条」に改め、
同条第四項たゞし書中「第一百三十二条第二項」を
「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改正前の第
百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四
十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附
則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法附則第五
条の規定によりなおその効力を有するものとされ
る」に改め、同条第五項第一号中「第一百三十二条第
二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定による改正前の第四十四条の二第一項」

た平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項に改める。

附則第七条の七第一項中「解散基金加入員に連合会が」を「解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。)に平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第二項の規定により」に、「老齢年金給付」を「老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)に、「第百六十一条第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第三項」に、「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは、「係る附則第七条の六第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第百六十一條第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第五項」に改める。

附則第九条の二第三項並びに第九条の三第一

項及び第四項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規

有するものとされた同法第一条正前の第百三十二条第二項」に改

項第一号中「第百三十二条第二項」を「平成二十
五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお

年改正法第一条の規定による改正前の第四十六
条第五項」に改め、同条第三項中「第五項」を「平

改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第一項に改める。

附則第十三條の二第一項中「第一百六十一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第

によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項に改め、同条第五項中「基金」を「厚生年金基金」に、「第四十四条の二第一項」

前の第四十四条の二第一項に、「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に改める。

改正法第一条の規定による改正前の第四十六条

を「平成二十五年改正法附則第ハ十六条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

る法律(平成二十五年法律第 号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項に改める。

附則第九条の四第二項中「基金」を「平成二十一年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条规定」に改める。

附則第十一条の六第三項及び第五項中「基金」

附則第十三条の四第七項中「及び第四十四条の二」を及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二に、「第四十四条

る改正前の第百三十一条第一項第二号に、「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に、「第

五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金以下「厚生年金基金」という。」に改め、同条第三項及び第五項中「及び第四十四条の二」を及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項に改める。

の二第一項】を「平成二十五年改正法附則第八十
六条第一項」の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成二十五年改正法第一条の規定
による改正前の第四十四条の二第一項】に、「読
み替えられた第百三十二条第二項】を「読み替え

百三十三条を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の「百三十三条」に改め、同条第二項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正法

のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第一百三十二条第二項に改める。

同様第一項の規定による改正前の第四十六条第五項に、「同条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第一百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法付則第十五第一項の規定による改正前の第四十六条第五項に、「同条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第一百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改

「第三十三条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項」及び「第二号中」第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十四条の二第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされる規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第四

附則第十三条の六第二項中「基金」を「厚生年金基金」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第十四条の二第一項に、「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一項による改正前の第

条、第一百十一条第一項並びに第百七十七条第四項及び第五項を「並びに第九十七条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「厚生年金基金」を「確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)」に改める。

第八十一条の二第一項中「この条、第九十一条の二、第九十三条の二第二項第一号、第一百五十五条の二及び第一百七十七条の二において」を削る。

第一百八十八条第一項中「第九十条第一項」の下に「(第九十一条の三十一)第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第一百九十九条中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、同条第一号中「第九十条第四項」の下に「(第九十一条の三十一)第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第一百九十九条中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、同条第一号中「第一百条第一項」の下に「又は第百条の二第一項」を加える。

第一百二十条中「第十七条第一項」の下に「(第九十一条の八第二項において準用する場合を含む。)」を、「基金」の下に「若しくは連合会」を加える。

第一百二十一條中「基金」の下に「又は連合会」を加え、「その役員」を「これらの役員」に改める。

第一百二十二条第一号中「第十五条」の下に「(第九十一条の九において準用する場合を含む。)」を加え、「その役員」を「これららの役員」に改める。

第二 連合会は、適正な年金数理に基づいて、給付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第三 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第四 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第五 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第六 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第七 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第八 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第九 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

第十 連合会は、前項の規定により積立金を移合会を加え、「確定給付企業年金」を「事業に付の設計及び決算を行わなければならない。
第九十七条中「含む。」の下に「又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立ようとする発起人を含む。)」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識・経験を有することその他厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金運合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金運合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第九十一条の二十八 前二条に定めるもののほか、連合会からの積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の七中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に、「第六十六条、第六十七条並びに第六十八条」を「並びに第六十六条から第六十八条まで」に改め、同条を第九十一条の二十九第三項、第九十一条の六を第九十一条の二十三とする。

第九十一条の五第一項中「第九十三条の二第二項第二号に規定する」を「第九十一条の十八第二項第二号に掲げる」に改め、「及び第九十三条の二第二項第二号」を削り、「残余財産」を「第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)」に改め、同条第七項中「第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十二第二項」に改め、同条第八項中「第九十一条の三第四項」を「第九十一条の二十第四項」に改め、同条を第九十一条の二十九第六項」を「第九十一条の三第五項」に改め、同条を第九十一条の二十九第五項」に改め、同条を第九十一条の二十

二とする。

第九十一条の四第一項中「第九十三条の二第二項第一号に規定する」を「第九十一条の十八第二項第一号に掲げる」に改め、「及び第九十三条の二第二項第一号」を削り、「残余財産」を「第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)」に改め、同条第四項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同条第五項中「第九十一条の二第二項第六項」に改め、同条を第九十一条の二十九第六項」に改め、同条を第九十一条の二十

第九十一条の三 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第九十一条の四 連合会は、その名称中に企業年金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、企業年金連合会といふ名称を用いてはならない。

2 第二節 設立及び管理

(発起人)

第九十一条の五 連合会を設立するには、その会員となるうとする二十以上の事業主等が発起人とななければならぬ。

(創立総会)

第九十一条の六 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができます。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に關し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可等)

第九十一条の二 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

る。

3 前条第五項の設立の同意を申し出た者は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。

4 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

2 第九十一条の八 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

3 第九十一条の八 第二節 設立及び管理

1 名称

2 事務所の所在地

3 評議員会に関する事項

4 役員に関する事項

5 会員の資格に関する事項

6 年金給付及び一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三条の二第一項及び第二項第一号、第一百十五条の四第四項、第一百五十五条の五第四項並びに第一百十七条の三第三項において同じ。)を削り、同条を第九十一条の十九とし、第九章の二中同条の前に次の二節、節名及び一条を加える。

7 附帯事業に関する事項

8 積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項

9 会費に関する事項

10 事業年度その他の財務に関する事項

11 解散及び清算に関する事項

12 業務の委託に関する事項

13 公告に関する事項

14 その他組織及び業務に関する重要事項

2 第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項本文の規定は、連合会の規約について準用する。この場合において、第十六条第一項及び第十七条第一項本文中「厚生労働省令」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

3 評議員会は、評議員をもつて組織する。

4 評議員は、会員が会員(法人にあつては、その代表者)のうちから選挙する。

5 第九十二条の七 発起人は、創立総会の終了後

6 第九十二条の十 連合会に、評議員会を置く。

7 第九十二条の十一 連合会に、評議員会を置く。

8 第九十二条の十二 連合会に、評議員会を置く。

9 第九十二条の十三 連合会に、評議員会を置く。

10 第九十二条の十四 連合会に、評議員会を置く。

11 第九十二条の十五 連合会に、評議員会を置く。

12 第九十二条の十六 連合会に、評議員会を置く。

13 第九十二条の十七 連合会に、評議員会を置く。

14 第九十二条の十八 連合会に、評議員会を置く。

15 第九十二条の十九 連合会に、評議員会を置く。

16 第九十二条の二十 連合会に、評議員会を置く。

17 第九十二条の二十一 連合会に、評議員会を置く。

18 第九十二条の二十二 連合会に、評議員会を置く。

19 第九十二条の二十三 連合会に、評議員会を置く。

20 第九十二条の二十四 連合会に、評議員会を置く。

21 第九十二条の二十五 連合会に、評議員会を置く。

22 第九十二条の二十六 連合会に、評議員会を置く。

23 第九十二条の二十七 連合会に、評議員会を置く。

24 第九十二条の二十八 連合会に、評議員会を置く。

25 第九十二条の二十九 連合会に、評議員会を置く。

26 第九十二条の三十 連合会に、評議員会を置く。

27 第九十二条の三十一 連合会に、評議員会を置く。

28 第九十二条の三十二 連合会に、評議員会を置く。

29 第九十二条の三十三 連合会に、評議員会を置く。

30 第九十二条の三十四 連合会に、評議員会を置く。

31 第九十二条の三十五 連合会に、評議員会を置く。

32 第九十二条の三十六 連合会に、評議員会を置く。

33 第九十二条の三十七 連合会に、評議員会を置く。

34 第九十二条の三十八 連合会に、評議員会を置く。

35 第九十二条の三十九 連合会に、評議員会を置く。

36 第九十二条の四十 連合会に、評議員会を置く。

37 第九十二条の四十一 連合会に、評議員会を置く。

38 第九十二条の四十二 連合会に、評議員会を置く。

39 第九十二条の四十三 連合会に、評議員会を置く。

40 第九十二条の四十四 連合会に、評議員会を置く。

41 第九十二条の四十五 連合会に、評議員会を置く。

42 第九十二条の四十六 連合会に、評議員会を置く。

43 第九十二条の四十七 連合会に、評議員会を置く。

44 第九十二条の四十八 連合会に、評議員会を置く。

45 第九十二条の四十九 連合会に、評議員会を置く。

46 第九十二条の五十 連合会に、評議員会を置く。

47 第九十二条の五十一 連合会に、評議員会を置く。

48 第九十二条の五十二 連合会に、評議員会を置く。

49 第九十二条の五十三 連合会に、評議員会を置く。

50 第九十二条の五十四 連合会に、評議員会を置く。

51 第九十二条の五十五 連合会に、評議員会を置く。

52 第九十二条の五十六 連合会に、評議員会を置く。

53 第九十二条の五十七 連合会に、評議員会を置く。

54 第九十二条の五十八 連合会に、評議員会を置く。

55 第九十二条の五十九 連合会に、評議員会を置く。

56 第九十二条の六十 連合会に、評議員会を置く。

57 第九十二条の六十一 連合会に、評議員会を置く。

58 第九十二条の六十二 連合会に、評議員会を置く。

59 第九十二条の六十三 連合会に、評議員会を置く。

60 第九十二条の六十四 連合会に、評議員会を置く。

61 第九十二条の六十五 連合会に、評議員会を置く。

62 第九十二条の六十六 連合会に、評議員会を置く。

63 第九十二条の六十七 連合会に、評議員会を置く。

64 第九十二条の六十八 連合会に、評議員会を置く。

65 第九十二条の六十九 連合会に、評議員会を置く。

66 第九十二条の七十 連合会に、評議員会を置く。

67 第九十二条の七十一 連合会に、評議員会を置く。

68 第九十二条の七十二 連合会に、評議員会を置く。

69 第九十二条の七十三 連合会に、評議員会を置く。

70 第九十二条の七十四 連合会に、評議員会を置く。

71 第九十二条の七十五 連合会に、評議員会を置く。

72 第九十二条の七十六 連合会に、評議員会を置く。

73 第九十二条の七十七 連合会に、評議員会を置く。

74 第九十二条の七十八 連合会に、評議員会を置く。

75 第九十二条の七十九 連合会に、評議員会を置く。

76 第九十二条の八十 連合会に、評議員会を置く。

77 第九十二条の八十一 連合会に、評議員会を置く。

78 第九十二条の八十二 連合会に、評議員会を置く。

79 第九十二条の八十三 連合会に、評議員会を置く。

80 第九十二条の八十四 連合会に、評議員会を置く。

81 第九十二条の八十五 連合会に、評議員会を置く。

82 第九十二条の八十六 連合会に、評議員会を置く。

83 第九十二条の八十七 連合会に、評議員会を置く。

84 第九十二条の八十八 連合会に、評議員会を置く。

85 第九十二条の八十九 連合会に、評議員会を置く。

86 第九十二条の九十 連合会に、評議員会を置く。

87 第九十二条の九十一 連合会に、評議員会を置く。

88 第九十二条の九十二 連合会に、評議員会を置く。

89 第九十二条の九十三 連合会に、評議員会を置く。

90 第九十二条の九十四 連合会に、評議員会を置く。

91 第九十二条の九十五 連合会に、評議員会を置く。

92 第九十二条の九十六 連合会に、評議員会を置く。

93 第九十二条の九十七 連合会に、評議員会を置く。

94 第九十二条の九十八 連合会に、評議員会を置く。

95 第九十二条の九十九 連合会に、評議員会を置く。

96 第九十二条の一百 連合会に、評議員会を置く。

97 第九十二条の一百一 連合会に、評議員会を置く。

98 第九十二条の一百二 連合会に、評議員会を置く。

99 第九十二条の一百三 連合会に、評議員会を置く。

100 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

101 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

102 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

103 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

104 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

105 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

106 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

107 第九十二条の一百十一 連合会に、評議員会を置く。

108 第九十二条の一百十二 連合会に、評議員会を置く。

109 第九十二条の一百十三 連合会に、評議員会を置く。

110 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

111 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

112 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

113 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

114 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

115 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

116 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

117 第九十二条の一百十一 連合会に、評議員会を置く。

118 第九十二条の一百十二 連合会に、評議員会を置く。

119 第九十二条の一百十三 連合会に、評議員会を置く。

120 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

121 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

122 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

123 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

124 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

125 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

126 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

127 第九十二条の一百十一 連合会に、評議員会を置く。

128 第九十二条の一百十二 連合会に、評議員会を置く。

129 第九十二条の一百十三 連合会に、評議員会を置く。

130 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

131 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

132 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

133 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

134 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

135 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

136 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

137 第九十二条の一百十一 連合会に、評議員会を置く。

138 第九十二条の一百十二 連合会に、評議員会を置く。

139 第九十二条の一百十三 連合会に、評議員会を置く。

140 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

141 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

142 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

143 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

144 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

145 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

146 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

147 第九十二条の一百十一 連合会に、評議員会を置く。

148 第九十二条の一百十二 連合会に、評議員会を置く。

149 第九十二条の一百十三 連合会に、評議員会を置く。

150 第九十二条の一百四 連合会に、評議員会を置く。

151 第九十二条の一百五 連合会に、評議員会を置く。

152 第九十二条の一百六 連合会に、評議員会を置く。

153 第九十二条の一百七 連合会に、評議員会を置く。

154 第九十二条の一百八 連合会に、評議員会を置く。

155 第九十二条の一百九 連合会に、評議員会を置く。

156 第九十二条の一百十 連合会に、評議員会を置く。

15

4 設立当時の評議員は、創立総会において、第九十一条の六第五項の設立の同意を申し出た者(法人にあつては、その代表者)のうちから選挙する。

5 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

7 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

8 前各項に定めるものほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の十一 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 每事業年度の予算

三 每事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、それは、次の評議員会を求め、その結果の報告を請求することができる。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第九十一条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 設立当時の理事及び監事は、創立総会において、第九十一条の六第五項の設立の同意を申し出た者(法人にあつては、その代表者)のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、當該同意を申し出た者以外の者のうちから選任することを妨げない。

4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。うちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、當該同意を申し出た者以外の者のうちから選任することを妨げない。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

7 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができる。

(役員の職務等)

第九十一条の十三 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。

4 監事は、連合会の業務を行ふ。

(会員の資格)

第九十一条の十七 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 事業主等

二 前号に掲げる者以外の者であつて、企業型年金その他の政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの

第三節 連合会の行う業務

(連合会の業務)

第九十一条の十八 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 次条第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給する)を提出することができる。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第九十一条の十四 理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づき、同条第三項の規定により同条第三項及び第五項、第九十一条の二十二第三項及び第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ)の支給を行うこと。

2 理事が前条第三項に規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行ふこと。

3 連合会は、同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

4 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 事業主等が支給する年金給付及び一時金につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立

第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条第一項中「前条第四項」を「第十二条第四項」に改める。

第一百八条第一項中「官公署」の下に、「共済組合等又は健康保険組合」を、「被保険者又は」の下に「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは」を加える。

第一百八条の二の次に次の二条を加える。

第一百八条の二の二 共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなったことに関する必要な情報の提供を行うものとする。

第一百九条の四第一項ただし書中「第三十二号まで」を「第三十号まで、第三十一号、第三十二号」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三百九条の四第一項第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 第一百八条の二の二の規定による届出の受理

第一百九条の四第一項第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 附則第九条の四の二第一項の規定による届出の受理

三百九条の三 附則第九条の四の二第一項の規定による承認

三百九条の二中「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十七条第二項」に改める。

成十三年法律第五十号)第九十七条第二項に改める。

附則第五条第十三項中「この項及び附則第七条の三第五項において」を削る。

附則第九条の四の二を附則第九条の四の七と

例) (第三号被保険者としての被保険者期間の特

第九条の四の二 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間(昭和六十一年四月から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)。次条第一項において「平成二十五年改正法」という。)附則第一条第二号に該訂正がなされたとき記録した事項までの間にある保険料納付済期間(政令で定期間を除く。)に限る。(うち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間(附則第九条の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。)であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの(以下「時効消滅不整合期間」という。)について、厚生労働大臣に届出をすることができ

る。

(特定保険料の納付)

第九条の四の三 平成二十五年改正法附則第九十八条の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日(以上特定保険料納付期限日)といふ。)までの間に、被保険者又は被保険者であった者(特定期間を有する者に限る。)は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間(その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間)の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額の保険料(以下この条において「特定保険料」という。)を納付することができる。

2 前項の規定により届出が行われたときは、

当該届出に係る時効消滅不整合期間(第四項及び次条第一項において「特定期間」という。)については、この法律その他の政令で定める

法令の規定を適用する場合においては、当該届出が行われた日以後、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものと

された保険料に係る期間とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 次条第一項の規定その他政令で定める規定

により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の二第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされた期間」とする。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)次条において「特定受給者」という。)が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。)を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付期限となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。)を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付期限となつた期間を除く。)が訂正前年金額(前条に規定する時効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十七条及び第二十八条並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定に定める額)の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額(第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定に定める額)を以

後の特定受給者の老齢基礎年金の額)を以

の条において、「減額下限額」という。に満たないときは、第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定にかかわらず、減額下限額に相当する額とする。

(不整合其間を有する者の障害基礎年金等に係る特例) 第九条の四の六 平成二十五年改正法一部施行

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三百四号)の一部を次のように改正する。

第九条の二及び第九条の二の二」を「及び第二十
八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及
び第九条の四の五」に、「国民年金法第二十七条
に「を」同法第二十七条に「に改め、同条第二項
中「、第二十八条、附則第九条の二及び第九条
の二の二」を「及び第二十八条並びに附則第九条
の二、第九条の二の二及び第九条の四の五」に
改める。

附則第二十条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

者を含む。)の当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(これらの給付に係るものに限る。)を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者の死亡に係る遺族基礎年金又は被用者年金各法その他の政令で定める法令に基づく死亡を支給事由とする年金たる給付であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む。）の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

附則第四十六条中「新厚生年金保険法」を厚生年金保険法に改め、「第十九条の二」を削り、「第一百一条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条、第二百二十八条及び第二百八十七条」を及び第二百四条、平成二十五年改正法附則第八十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前¹の厚生年金保険法第十九条の二、平成二十

その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百二十八条並びに平成二十五年改正法附則第九十四条に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条の三第四項及び」を「及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五項において同じ。)並びに」に、「及び同法」を「及び」に改める。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項若しくは」に改める。

附則第六十二条第一項中「及び第五項、第一百三十三条の二第二項及び第三項並びに第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十三条の三第一項に「同法第四十六条第一項中」を「厚生年金保険法第四十六条第一項中」に、「同条第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、「という。」とあるのは「第四十四条であるものに限る。」

条の三第四項)の下に「(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法第百三十一条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に、「同条第三項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二項」に、「同法第三項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第三項」に、「同法第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

附則第六十四条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「同法第十四条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法」を「第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七十四条第一項中「同条第四項」を「第三項」に改める。

附則第七十八条第六項の表老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金(その受給権者が六十歳以上であるものに限る)の項を次のように改める。

| | | | |
|---|------------------------------|---|---|
| 老齢年金、通算老齢年金 及び特例老齢年金(その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。) | 厚生年金保険法第四十二条の規定による 老齢厚生年金 | 厚生年金保険法 第46条第一項 平成二十五年改 正法第一条の規定による改正前 | 厚生年金保険法 第46条第一項 平成二十五年改正法附則 第八十六条第一項の規定 によりなおその効力を有 |
|---|------------------------------|---|---|

厚生年金保険法

するものとされた平成二
十五年改正法第一条の規

ひ第三号口中につき厚生年金保険法を」につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定

定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項

に改め、同条第六項中「厚生年金保険法」を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第四十三条第一項中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に改める。

金保険法第四十六条第五項」に改める。

三 平成二十五年改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二
第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十三條の

年金保険法第百三十二条第二項を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ

附則第八十一条第一項中「以下「基金」という。」を削り、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、「次条第一項及び第二項」を削る。

附則第八十二条第一項中「基金が支給する」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に、「老齢年金給付(以下)を「老齢年金給付(附則第八十五条を除き、以下)に、「厚生

附則第八十三条第一項中、「厚生年金保険法を」、「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律)一部改正
第五十五条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。
附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出
しとして「(検討)」を付する。
附則第四条を次のように改める。

による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一條第二項の老人年金給付をいう。」を加える。

第四条 削除

附則第十九条第二項中「平成二十七年六月」を

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

附則第三十三条中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)。以下「平成二十五年改正五年法律第号」という。附則第三条第十一号に規定する存

当該各号に定める日から施行する。
一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中國民年金法等の一部を改正する法律

附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日
一 第三条中国民年金法第百八条第一項の改正規定、同法第百八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九条の四第一項ただし書の改正規定、同項第三十号の次に一号を加える改正規定、同項第三十七号の次に二号を加える改正規定、同法附則第五条第十三項の改正規定及び同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の四の次に五条を加える改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十九条から第一百条まで及び第百五十二条の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中国民年金法第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項の改正規定及び同法附则第一百九条の四第一項第三号の次に一号を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第百四十七条及び第百四十八条の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第 号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(検討)
法制上の措置等

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘査し、この法律

により改正された国民年金法の規定に基づく相制の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

十三 存続連合会 附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

十三 存続連合会 附則第三十七条の規定による
りなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

(旧厚生年金基金の存続)

第四条 旧厚生年金基金であつてこの法律の施行の際際に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。
(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)

第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 改正前厚生年金保険法第八十一条の三、第八十五条の三、第一百条の十第一項(第三十四号に係る部分に限る)、第一百六条から第百十三条まで、第一百四条から第百二十条の四まで、第一百二十二条(改正前厚生年金保険法第一百四十七条の五第一項において準用する場合を含む)、第一百二十二条から第百三十条まで、第一百三十条の三から第百三十六条の五まで、第一百三十八条から第百四十六条の二まで、第一百四十七条の二から第百四十八条まで、第一百七十三条から第百七十四条まで、第一百七十六条から第百七十七条まで、第百七十七条の二第一項、第百七十八条、第百七十九条第一項から第四項まで及び第五項第一号及び第四号に係る部分に限る)並びに第百八十条から第百八十二条まで並びに附則第三十条第一項及び第二項、第三十一項並びに第三十二条の規定、改正前厚生年金保険法第一百三十六条における

二 改正前確定給付企業年金法第百七条第一項、第二項、第三項(改正前確定給付企業年金法第百十一条第五項及び第百十二条第七項において準用する場合を含む。)、第四項及び第五項、第百十条から第百十五条の三まで並びに第百十六条(改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金運営会からの積立金の移換に係る部分を除く。)の規定、改正前確定給付企業年金法第百七条第五項、第百十条の二第五項及び第百十一条第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第七十四条第二項及び第三項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第百七十七条第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第七十六条第二項の規定

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | | | |
|---|--|--|---------------------------|-----------------------------|--|-------------------------------------|---|
| | | | | | | | |
| 改正後確定給付企業年金法第 五条第一項第一号 | 改正後確定給付企業年金法第 八十八条 | 改正後確定拠出年金法第四条 第一項第一号 | 改正後確定拠出年金法第五十 四条第一項 | 改正後確定拠出年金法第五十 三条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第五十 二条の二第一項 | 改正後確定拠出年金法第五十 一条第一項 | 九条の四第三項及び第五項 において準用する場合を含 む。) |
| 資格の有無 | 又は企業年金基金 | 以下同じ。 | 又は退職手当制度 | 企業年金基金 | 企業年金基金及び存続厚生 年金基金 | 企業年金基金 | （とされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第百 三十二条第三項に規定する 相当する水準） |
| 資格の有無及び存続厚生年 金基金の加入員の資格の有 無、平成二十五年改正法附 則第五条第一項の規定によ りなおその効力を有するも の | 又は企業年金基金又は存続厚 生年金基金 | 以下同じ。）、公的年金制度 の健全性及び信頼性の確保 のための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第二十 号。以下「平成二十五年改 正法」という。）附則第三条 第一号に規定する存続厚 生年金基金（以下「存続厚 生年金基金」という。） | 又は退職手当制度 （）をいう | 企業年金連合会 | 、企業年金連合会 （又は存続厚生年金基金の 平成二十五年改正法附則第 四十条第一項第一号に規定 する基金脱退一時金相当額 をいう） | 企業年金連合会 （又は存続厚生年金基金又は退 職手当制度） | （九条の四第三項及び第五項 において準用する場合を含 む。）、公的年金制度の 健全性及び信頼性の確保の ための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平成 二十五年法律第二十 号。以下「平成二十五年改 正法」という。）附則第三条 第十一号に規定する存続厚 生年金基金（以下「存続厚 生年金基金」という。） |
| 改正後確定拠出年金法第二十 一条第一号 | 改正後確定拠出年金法第八条 | 改正後確定拠出年金法第六十 二条第一項第二号 | 改正後確定拠出年金法第五十 四条の二第二項 | 改正後確定拠出年金法第五十 三条第一項 | 改正後確定拠出年金法第五十 二条の二第一項 | 改正後確定拠出年金法第五十 一条第一項 | （とされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第百 三十二条第三項に規定する 相当する水準） |
| 用に關し必要な讀替えその他必要な事項は、政 令で定める。 (厚生年金基金の設立に關する経過措置) | 用に關し必要な讀替えその他必要な事項は、政 令で定める。 (厚生年金基金の設立に關する経過措置) | 及び国民年金基金 | 及び国民年金基金 | 企業型年金加入者 | 企業型年金加入者、存続厚 生年金基金の加入員 | 企業型年金加入者、存続厚 生年金基金の加入員 | 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法、改正 後確定給付企業年金の実施事 業所又は當該存続厚生年金基 金の設立事業所 |
| 第六条 施行日前にされた改正前厚生年金保険法 第一百十一条第一項の認可の申請であつて、この | 第六条 施行日前にされた改正前厚生年金保険法 第一百十一条第一項の認可の申請であつて、この | 改正後確定拠出年金法第七十 三条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第七十 二条第一項第二号 | 改正後確定拠出年金法第六十 二条第一項 | 改正後確定拠出年金法第六十 二条第一項 | 改正後確定拠出年金法第六十 二条第一項 | 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第百 三十二条第三項に規定する 相当する水準 |

は、附則第八条の規定にかかるわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の自主解散型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十一条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の次条第一項に規定する自主解散型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 政府は、第二項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に係る猶予期間及び猶予に係る額その他必要な事項を当該事業主に通知しなければならない。

(自主解散型納付計画の変更)

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の当該事

業主の自主解散型納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした場合と併せて十五年（附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては、三十年）を超えることができない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

3 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その財産の状況その他の事情の変化により必要があると認めるとときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主解散型納付計画の変更をし、厚生労働大臣に提出することを求めることができる。

4 第一項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の変更をし、提出することを求めた場合について準用する。この場合において、第一項中「その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができるやむを得ない理由がある」とあるのは「当該事業主とあるのは「当該事業主」と、「延長」とあるのは「短縮」と読み替えるものとする。

5 政府は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により自主解散型納付計画の変更の承認がされた場合には、その変更後の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

6 前条第四項の規定は、前項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自主解散型納付計画の承認の取消し）

第十五条 自主解散型納付計画の承認を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主が次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、当該事業主の自主解散型納付計画の承認を取り消すことができる。

一 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定により納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないとき。

二 前条第三項の規定による求めに応じないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該事業主の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

政府は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消したときは、これに基づいて納付の猶予を取り消すものとする。

政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に通知しなければならない。

(納付の猶予の場合の加算金)

第十六条 政府は、附則第十三条第二項又は第十四条第五項の規定により納付の猶予をしたときは、当該猶予をした徴収金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した加算金を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する。

一 当該猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)。当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日の前日までの日数によって計算した額

二 督促状により指定する期限までに納付されない徴収金額(督促状により指定する期限ま

（責任準備金相当額の特例の適用を受ける自主解散型基金に対する納付の猶予に関する特例）

6 加算金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて納付しなければならない。

5 前各項の規定により計算した金額が百円未満であるときは、加算金は、微収しない。

4 加算金を計算するに当たり、微収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 第一項の場合において、微収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る加算金の計算の基礎となる微収金は、その納付があつた微収金額を控除した金額によつて定める率とする。

2 前項第一号及び第二号の自主解散型加算金利率は、当該自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした年度における国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

1 前各項の規定により計算した金額が百円未満であるときは、加算金は、微収しない。

の規定による認定の申請及び附則第十二条第一項の承認の申請を行う場合においては、当該認定の申請と当該承認の申請は同時に行わなければならない。

2 自主解散型基金が附則第十一条第一項の規定による認定の申請及び附則第十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第十一条第五項の認定を受けた場合には、同条第七項から第九項まで及び附則第十二条第六項の規定は適用せず、同条第一項及び第五項並びに附則第十三条第一項及び第三項並びに第六十九条第一項の規定の適用については、附則第十二条第一項中「自主解散型基金及び」とあるのは「自主解散型基金であつて、前条第五項の認定を受けたもの及び」と、同項及び同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、附則第十三条第一項中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」と、同項及び同条第三項中「から責任準備金相当額」とあるのは「から減額責任準備金相当額」と、同項中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「」とあるのは「減額責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」と、附則第六十九条第一項中「責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合、」とする。

(自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納)

第十八条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定は、附則第十一条第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金法

有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条规定第二項中「第百十一条第二項の厚生年金の支給に関する義務を免れ全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四十五条第一号)附則第五条第一項の規定によりなおおその効力による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項の認可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

2 附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四十五条第一号)附則第五条第一項の規定によりなおおその効力による改正前の厚生年金保険法附則第三十二条第二項の規定は、清算型基金について準用する。この場合において、同項第一号中「認可を受けた日」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第五号)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

(清算型基金の指定)

第十九条 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしそうとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 清算型基金は、第一項の規定による指定を受けた日以降の当該清算型基金の加入員であった老齢年金給付の支給に関する義務を免れる期間に係る附則第五条第一項の規定による認定の申請又は附則第五条第一項の規定による認定を受けるものとされた改正前厚生年金保険法等の一部を改正する老齢年金給付の支給に関する義務を免れる。

5 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第二項の規定は、清算型基金について準用する。この場合において、同項第一号中「認可を受けた日」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第五号)」と読み替えるものとする。

6 附則第十一条第三項の規定は、清算型基金について準用する。この場合において、同項中「当該申請をした」とあるのは、「附則第十九条第一項の規定による指定を受けた」と読み替えるものとする。

7 清算型基金は、当該清算型基金の清算に関する計画(以下「清算計画」という)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

8 清算計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該清算型基金の解散に必要な行為が完了するとき見込まれる日

二 次条第一項の規定による認定の申請又は附則第二十一条第一項の承認の申請をする意思

三 当該清算型基金の清算人の氏名又は名称及び住所

四 その他厚生労働省令で定める事項

5 附則第五条第一項の規定による認定の申請をしたものを及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第二項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金(附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたものとされた改正前厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四十五条第一号)附則第十一条第一項の規定による認定を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とあるものとする。

6 附則第十一条第三項の規定は、清算型基金について準用する。この場合において、同項中「当該申請をした」とあるのは、「附則第十九条第一項の規定による指定を受けた」と読み替えるものとする。

7 清算型基金は、当該清算型基金の清算に関する計画(以下「清算計画」という)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

8 清算計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該清算型基金の解散に必要な行為が完了するとき見込まれる日

二 次条第一項の規定による認定の申請又は附則第二十一条第一項の承認の申請をする意思

三 政府は、前項の認定を受けた清算型基金が前条第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる)。

4 清算型基金は、前項の規定による認定を受けた清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 政府は、前項の認定を受けた清算型基金が前条第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる)。

| |
|---|
| <p>備金相当額を下回る場合に限る。)は、附則第八条の規定にかかると、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額を当該清算型基金から徴収する。この場合において、附則第三十四条第四項の規定は適用せず、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとする。された改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。</p> <p>附則第十一条第八項の規定は、前項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九条第七項の承認前においても、附則第二十条第三項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」次条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。第三項において同じ。」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型基金」である。</p> <p>(清算型納付計画の承認)</p> <p>第二十一条 清算型基金及びその設立事業所の事業主が当該清算型基金を共同して設立している場合においては、当該清算型基金を設立していける各事業主。次項及び第六項において同じ。)</p> |
| <p>は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「清算型納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>2 前項の承認の申請は、附則第十九条第七項の承認の申請をする際に、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならぬ。</p> <p>3 清算型基金の清算型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当該清算型基金が納付すべき年金給付等積立金の額</p> <p>二 第一項の承認の申請の日までの業務の状況に関する事項</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>4 清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当該事業主が納付すべき額</p> <p>二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>5 第一項の承認の申請を行なう場合において、当該清算型基金の清算型納付計画には、次に掲げる事項を記載された第三項第一号に掲げる額と当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に記載された第一項の認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九条第七項の承認前においても、附則第二十条第三項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「清算型基金」である。</p> |
| <p>7 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該清算型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして厚生労働省令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。</p> <p>8 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>9 第一項の承認の申請をした清算型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受ける存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金」である。厚生労働大臣は、第一項の承認の申請の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九条第七項の承認前においても、附則第二十条第一項の認可を受ける存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金」である。</p> |
| <p>10 第二十二条 清算型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該清算型基金が附則第十九条第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府は、附則第八条の規定にかかると、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日ににおける年金給付等積立金の額を徴収し、その後の設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。</p> <p>11 この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>12 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。</p> <p>13 附則第十一条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の附則第二十一條第一項に規定する清算型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。</p> <p>14 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定</p> |

により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第二十三条 附則第十四条から第十六条までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項、第二項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算型基金」と、附則第十四条第一項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」、附則第十二条第一項に規定する清算型納付計画をいう。以下同じ。)のと、「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十一条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項」の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十九条第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(責任準備金相当額の特例の適用を受ける清算型基金に対する納付の猶予に関する特例)

第二十四条 清算型基金が附則第二十条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十一条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項の規定の適用については、附則第二十二条第一項中「清算型基金」とあるのは「清算型基金」であって、前条第三項の認定を受けたもの及び」と、同項及び

(清算型基金の係る決算費を追加金額に三者合意の
一部の物納)

項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「主解散型加算金利率」とあるのは「清算型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなぞの効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十九条第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

大臣の承認又は第一百二十二条第一項の厚生労働大臣の認可」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の

一
部
を
改

項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第一二

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

2 附則第三十二条の規定によりなおその効力

を有するものとされた改正前保険業法附則第二条の十三の規定は、前項の規定により附則第五

第三項の規定は前項の規定に付則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた改正前確定給付企業年金法第百十四

第二十六条 附則第十一条から前条までに定めるもののほか、自主解散型基金及び清算型基金に関する必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)
第二十七条 この法律の施行の際現に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項の規定によりされている申出は、附則第十一条第一項の規定によりされた認定の申請とみなす。この場合において、同条第三項中「当該申請をした日」とあるのは、「施行日」とする。
二 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金(同条第一項に規定する特定基金をいう。以下同じ。)であつて清算中のものについては、同条第三項から第七項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条 第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会)とするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関する必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。
第二十八条 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基

金(施行日前に解散したもの)を除く。について
は、同条(第二項を除く。)並びに改正前厚生年
金保険法附則第三十五条、第三十六条、第三十
八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、
改正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項に
おいて準用する改正前厚生年金保険法附則第三
十三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年
金保険法附則第三十六条第八項及び第三十六条
改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の
規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第
一項において準用する改正前厚生年金保険法
附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金
保険法附則第三十六条第八項において準用する
改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の
規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第
一項において準用する改正前厚生年金保険
法百四十四条の規定並びに改正前厚生年金保
険法附則第三十八条第三項において準用する改正
前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおそ
の効力を有する。この場合において、改正前厚
生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」
とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼
性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改
正する法律(平成二十五年法律第
二号)附則
第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条
第十五号に規定する連合会」とする。
2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条
第一項の承認を受けた特定基金が附則第十一条
第七項の規定により減額責任準備金相当額を徵
収される場合には、同項後段並びに附則
第八十二条第一項第二号及び第八十三条第一項
の規定は適用せず、前項の規定によりなおその
効力を有するものとされた改正前厚生年金保険
法附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び
第八項の規定の適用については、同条第一項、
第五項及び第八項中「責任準備金相当額」とある
のは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中
「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準
備金相当額を」と、「次条第五項」と、「減額責
任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当

額」と、それぞれ」とあるのは「、「次条第五項」

と」とする。

施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十
四条第五項の規定により納付の猶予がされた特
定基金であつて清算中のもの(以下「清算未了特
定基金」という。)については、同条第一項、第
三項及び第五項から第八項まで並びに改正前厚
生年金保険法附則第三十五条から第三十八条ま
で、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改
正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項にお
いて準用する改正前厚生年金保険法附則第三十
三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年金
保険法附則第三十四条第八項及び第三十六条第
八項において準用する改正前厚生年金保険法附
則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保
険法附則第三十六条第八項において準用する改
正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の規
定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一
項において準用する改正前確定給付企業年金法
附則第三十八条第三項において準用する改正前
保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその
効力を有する。この場合において、改正前厚生
年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」と
あるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性
の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正
する法律(平成二十五年法律第二号)附則第三
三条第十三号に規定する存続連合会又は同条第
十五号に規定する連合会」とする。

4 前三項に定めるものほか、第一項又は前項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必
要な読替えその他必要な事項は、政令で定め
る。

第五十九条 附則第二十七条第二項又は前条第一
項若しくは第三項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前厚生年金保険法附則
第三十九条第一項の規定により存続連合会が同
項の業務を行う場合においては、附則第九十二

条第五号中「この附則」とあるのは、「この附則
又は附則第二十七条第二項若しくは第二十八条
第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力
を有するものとされた改正前厚生年金保険法
附則第三十九条第一項」とする。

2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しく
は第三項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九
条第一項の規定により連合会が同項の業務を行
う場合においては、改正後確定給付企業年金法
第一百二十二条中「この法律」とあるのは、「この
法律又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確
保のための厚生年金保険法等の一部を改正する
法律(平成二十五年法律第二号)附則第二十
七条第二項若しくは第二十八条第一項若しくは
第三項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた同法第一条の規定による改正前の厚生
年金保険法附則第三十九条第一項」とする。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定す
る場合におけるこの附則又は改正後確定給付企
業年金法の規定の適用に関し必要な読替えその
他必要な事項は、政令で定める。
(清算未了特定基金型納付計画の承認)

4 清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げ
る事項を記載しなければならない。
一 当該事業主が納付すべき額

二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする
期間及び額

三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、當
該清算未了特定基金型納付計画に記載された前
項第一号に掲げる額は、第一号に掲げる額と第
二号に掲げる額とを合算した額から第三号に掲
げる額と第四号に掲げる額とを合算した額を控
除した額でなければならない。

6 前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十
七年度以後の各年度における年金特別会計の厚
生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚
生労働大臣が定める率とする。

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつ
た場合において、当該申請が次に掲げる全ての
要件に適合すると認めるときは、その承認をす
るものとする。この場合において、当該清算未
了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未
了特定基金を共同して設立しているときは、当
該清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に
行うものとする。

一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業
主が第一項の規定により提出した清算未了特
定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる
清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に
行うものとする。

二 前号に掲げる額につき調整利率で、附則第
二十八条第三項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前厚生年金保険法附
則第三十四条第五項の規定による徴収金の納
期限(第七項第一号において単に「納期限」と
いう。)の翌日から、第一項の承認の申請の日
の前日までの日数によって計算した額。

三 清算未了特定基金が既に納付した徴収金額
のうち、当該清算未了特定基金が、その納付
計画に基づき、附則第二十八条第三項の規定
によりなおその効力を有するものとされた改
正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の
規定により読み替えて適用する附則第五条第
二項の規定により当該事業主から徴収した
額に相当する額。

四 前号に掲げる額につき調整利率で、清算未
了特定基金が当該額を納付した日の翌日か
ら、第一項の承認の申請の日の前日までの日
数によって計算した額。

五 前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十
七年度以後の各年度における年金特別会計の厚
生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚
生労働大臣が定める率とする。

六 前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十
七年度以後の各年度における年金特別会計の厚
生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚
生労働大臣が定める率とする。

七 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつ
た場合において、当該申請が次に掲げる全ての
要件に適合すると認めるときは、その承認をす
るものとする。この場合において、当該清算未
了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未
了特定基金を共同して設立しているときは、当
該清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に
行うものとする。

一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業
主が第一項の規定により提出した清算未了特
定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる
清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に
行うものとする。

二 前号に掲げる額につき調整利率で、附則第
二十八条第三項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前厚生年金保険法附
則第三十四条第五項の規定による徴収金の納
期限(第七項第一号において単に「納期限」と
いう。)の翌日から、第一項の承認の申請の日
の前日までの日数によって計算した額。

三 清算未了特定基金が既に納付した徴収金額
のうち自らが納付すべき額について、その納付
に関する計画(以下「清算未了特定基金型納付計
画」という。)に基づき、改正前厚生
年金保険法附則第三十五条第一項又は第二項の規
定により適用する改正前厚生年金保険法
から徴収することとした額に相当する額

して三十年以内にあることその他の該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するため必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 当該清算未了特定基金について、その猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があること。

厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十一条 厚生労働大臣が前条第七項の規定により承認をしたときは、政府は、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額(当該清算未了特定基金が既に納付した額を除く。第三項において同じ。)を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を当該事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により当該清算未了特定基金型納付計画に記載の猶予等)

4 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(準用規定)

第三十二条 附則第十四条から第十六条までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条 附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは「その猶子を受けた清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例)

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金(附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。)と、「既に当該事業主につき自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては三

年(附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては三十年」とあるのは「附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十四条第五項の規定による解散をした期間と併せて十五

年(附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては三十

年(附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改

正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による解散をした期間と併せて三十

年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一

项及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算

3 附則第十二条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額を免除し、その設立事業所

の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第十二条第八項第二号中「及び減額責任

三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する」ととされた場合に、

あつては、当該減額責任準備金相当額(並びに

その設立事業所の事業主の附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画に記載された同条第四項第一号に掲げる納付の猶予を

受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶子を受けた清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主の財産」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶子を受けた清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶子を受けた清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例)

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金(附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。)と、「既に当該事業主につき自主解散型基金」とあるのは「の清算未了特定基金型納付計画(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画をいう。以下同

した改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項及び第五項から第八項まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項並びに第四十条の規定は、適用しない。

政府は、前項の規定による徴収を行つに当たり、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づいて、

第三項及び第五項から第八項まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項並びに

第四十条の規定は、適用しない。

政府は、前項の規定による徴収を行つに當たり、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づいて、

第三項及び第五項から第八項まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項並びに第四十条の規定は、適用しない。

二 清算人

乗じて得た額を下回るとき。

二 基準日における年金給付等積立金の額が、

次に掲げる額の合計額を下回るとき。

イ 当該基準日における当該存続厚生年金基

員であつた者について当該基準日までの加

入員であつた期間(当該存続厚生年金基金

の加入員となる前の期間その他の政令で定

める期間を含む。)に係る年金たる給付(附

則第五条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた改正前厚生年金保険

法第百三十二条第二項に規定する額に相当

する部分を除く。)又は一時金たる給付に要

する費用の額の予想額を計算し、これらの

予想額の合計額の現価として厚生労働大臣

法第百三十二条第二項に規定する額に相当

する部分を除く。)又は一時金たる給付に要

する費用の額の予想額を計算し、これらの

予想額の合計額の現価として厚生労働大臣

の定めるところにより計算した額

2 前項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる

予定利率及び予定死亡率は、厚生労働大臣が定

める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により存続厚

生年金基金が附則第五条第一項の規定によりな

どその効力を有するものとされた改正前厚生

年金保険法第百七十九条第五項第四号に該当する

ものとみなして、同項の規定により当該存続厚

生年金基金の解散を命じようとするときは、あ

らかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければ

ならない。

(清算人等)

第三十四条 存続厚生年金基金が解散したとき

は、理事が、その清算人となる。ただし、代議

員会において他人を選任したときは、この限り

でない。

2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がないと

であった者に係る責任準備金相当額に一・五を

二 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれが

める利率に厚生労働大臣が定める利率をえた
利率の複利による計算をして得た元利合計額
(当該交付のあつた日の属する月に当該被共済
者が退職したときは、当該交付額)を加算した
額とする。

9 第七項において準用する第一項の規定による
申出に従い交付額が機構に交付された退職金共
済契約が解除されたときにおける解約手当金の
額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわら
ず、前項の規定の例により計算して得た額とす
る。

10 第六項の規定は、第七項の場合について準用
する。この場合において、第六項中「被共済者
となつた」とあるのは、「被共済者である」と読
み替えるものとするほか、必要な技術的読替え
は、政令で定める。
(改正前厚生年金保険法の規定により設立され
た企業年金連合会の存続)

第三十七条 改正前厚生年金保険法の規定により
設立された企業年金連合会であつてこの法律の
施行の際現に存するものは、附則第四十条第一
項各号に掲げる業務を行うため、施行日以後
も、改正前厚生年金保険法の規定により設立さ
れた企業年金連合会としてなお存続するものと
する。
(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効
力等)

第三十八条 存続連合会については、改正前厚生
年金保険法第八十五条の三、第一百四十九条、第
百五十条、第一百五十二条第一項、第一百五十二条
第四項、第一百五十三条から第一百五十八条の五ま
で、第一百五十九条の二、第一百五十九条の三、第
百六十四条第三項、第一百六十八条第三項、第一百
七十三条から第一百七十四条まで、第一百七十六条
から第一百七十七まで、第一百七十八条、第一百七

十九条(第五項及び第六項を除く。)及び第一百八
十一条並びに附則第三十条第三項の規定、改正
前厚生年金保険法第一百五十三条第二項において
準用する改正前厚生年金保険法第一百五十五条第二
項及び第三項の規定、改正前厚生年金保険法第
一百五十六条において準用する改正前厚
生年金保険法第一百二十一条の規定、改正前厚生
年金保険法第一百五十九条の二第三項において準
用する改正前厚生年金保険法第一百三十条の二第二
項の規定、改正前厚生年金保険法第一百六十四
三条第三項において準用する改正前厚生年金保険
法第一百三十六条の二から第一百三十六条の五まで
の規定、改正前厚生年金保険法第一百六十八条第
三百四十六条の二及び第一百四十七条の二から第
四十八条までの規定、改正前厚生年金保険法第
一百七十四条において準用する改正前厚生年金保
険法第九十八条第三項及び第四項本文の規定、
改正前厚生年金保険法第一百七十八条第二項にお
いて準用する改正前厚生年金保険法第一百二
十六条第二項の規定、改正前厚生年金保険法第
一百七十八条第二項において準用する改正前厚生
年金保険法第一百条第三項及び第三十条第三項にお
いて準用する改正前厚生年金保険法附則第三十
条の二第一項の規定、改正前厚生年金保険法第
一百七十八条第二項において準用する改正前厚生
年金保険法第一百条第三項の規定並びに改正前厚
生年金保険法附則第三十条第三項において準用
する同条第一項及び第二項の規定は、なおその
効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた改正前厚生年金保険法の規定を適用す
る場合においては、次の表の上欄に掲げる改正
前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

第八十五条の三

厚生年金基金又は企業年金連合会

公的年金制度の健全性及び
信頼性の確保のための厚生

年金保険法等の一部を改正
する法律(平成二十五年法
律第 号。以下「平成
二十五年改正法」という。)
附則第三条第十三号に規定
する存続連合会

第一百四十九条第一項

基金は、中途脱退者及び解散した
基金が老齢年金給付の支給に関する
義務を負つていた者(以下「解散
基金加入員」という。)に係る老齢
年金給付の支給を共同して行うと
ともに、第一百六十五条から第一百六
十五条の三までに規定する年金給
付等積立金の移換

基金加入員」という。)は、中途脱退
者、解散した基金が老齢年
金給付の支給に関する義務
を負つていた者(以下「解散
基金加入員」という。)、確
定給付企業年金法第八十一
条の二第一項に規定する中
途脱退者及び同法第九十一
条の二十第一項に規定する
終了制度加入者等に係る平
成二十五年改正法附則の規
定による存続連合会老齢
付金の支給を共同して行う
とともに、平成二十五年改
正法附則第五十三条から第
五十九条までに規定する年
金給付等積立金又は積立金
の移換

企業年金連合会

第一百五十三条第一項第八号

年金給付等積立金

平成二十五年改正法附則第
三条第十三号に規定する存
続連合会

年金給付等積立金及び積立
金(平成二十五年改正法附
則の規定により存続連合会
が支給する確定給付企業年
金法第八十一条の二第一項
に規定する中途脱退者及び
同法第八十九条第六項に規定

| | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------|---------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | | | | | | |
| 第百五十八条第三項、第一百五十九条の二第二項及び第一百六十四条第三項 | 年金給付等積立金 | 年金給付等積立金及び積立金 | 年金給付等積立金 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) |
| 第百七十三条及び第一百七十三条の二 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第一項 |
| 第一百七十六条第一項 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第十項第十号 |
| 第一百七十六条第二項 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第九項 |
| 第一百七十六条の二第一項 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第八条 |
| 第一百七十七条 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 基金及び連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第七項並びに平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十二条の二第四項(附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による改正前の第四十二条の二第三項及び第五項において準用する場合を含む。) |
| 第一百七十八条第一項 | 基金若しくは連合会 | 基金若しくは連合会 | 基金若しくは連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後確定給付企業年金法第六十九条 |
| 第一百七十九条第一項 | 基金若しくは連合会 | 基金若しくは連合会 | 基金若しくは連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後確定給付企業年金法第六十八条の二 |
| 第一百七十九条第二項 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後確定拠出年金法第四十条の二 |
| 第一百七十九条第三項 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第一項 |
| 第一百七十九条第四項 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 基金又は連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 連合会 | 改正後厚生年金保険法第三十条第二項 |

3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | の積立金 |
| | | | | | | | | | の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性的確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法)という。附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。) |
| | | | | | | | | | 改正後厚生年金保険法第三十条第一項並びに平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十二条の二第三項及び第五項において準用する場合を含む。) |
| | | | | | | | | | 改正後確定給付企業年金法第六十九条 |
| | | | | | | | | | 改正後確定拠出年金法第四十条の二 |
| | | | | | | | | | 改正後厚生年金保険法第三十条第一項 |
| | | | | | | | | | 改正後厚生年金保険法第三十条第二項 |
| | | | | | | | | | 改正後厚生年金保険法第三十条第三項 |
| | | | | | | | | | 改正後厚生年金保険法第三十条第四項 |

移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行つものとする。

存続連合会が第一項の規定により残余財産の移換を受けたときは、附則第三十四条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該解散基金加入員又はその遺族に通知しなければならぬ。

前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十条第三項の規定により支給する障害を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

当該年金に當該年金に
前項の規定による
申出があつたときは、存続連合会に當該申出に
係る残余財産を移換するものとする。

存続連合会は、前項の規定により残余財産の
移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金
加入員等又はその遺族に対し、存続連合会障害
給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行う
ものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合

合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。
附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による。

6 給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。
前項の遺族は、当該解散基金加入員等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条

又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。
4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 有病連合会は第三項の規定により有病連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 存続連合会は、確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の

規定による通知をすることができるないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

企業年金法第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、終了した確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき

残余財産(以下この条において「残余財産」といふ。)の存続連合会への移換を申し出ることがで
きる。

2
当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換する

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

| | |
|----|---|
| 4 | 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。 |
| 5 | 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。 |
| 6 | 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。 |
| 7 | 第四十九条 存続連合会が附則第四十条第二項第五号に掲げる業務を行つている場合にあっては、終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の存続連合会への移換を申し出ることができる。 |
| 8 | 2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。 |
| 9 | 3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、存続連合会遺族給付金を行つものとする。 |
| 10 | 4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。 |
| 11 | 5 前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかるわらば、当該終了制度加入者等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。 |
| 12 | 6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは「第九十一条 |

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分以外のもの(次項から第五項まで及び第九項において「老齢年金給付」という。)の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、存続連合会に当該年金給付等積立金の移換を申出があることである。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出によることができる。ただし、施行前基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により当該存続厚生年金基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、存続連合会から当該存続厚生年金基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金をいう。)を移換するものとする。

5 第一項の規定による申出を行う施行前基金中途脱退者等は、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規定により金給付に充てるべき積立金をいう。)を移換するものとする。

6 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該年金給付等積立金を原資として、規約で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

8 存続連合会は、第六項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該施行前基金中途脱退者等に係る老齢年金給付(附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項の規定による金給付における死亡一時金その他の一時金たる給付(なお効力を有する改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項等の規定により支給する死亡一時金その他の一時金たる給付をいう。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。)の支給に関する義務を免れる。

9 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行後基金中途脱退者等に通知しなければならない。

第五十四条 存続連合会が附則第四十二条第三項

立金を除く。以下この条及び附則第五十五条第一項において同じ。)の移換ができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、存続連合会に当該年金給付等積立金の移換を申出することができる。

6 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該年金給付等積立金を原資として、規約で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等に係る老齢年金給付等積立金を原資として、存続連合会に当該年金給付等積立金(附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金(附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、施行後基金中途脱退者等が附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

8 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該施行後基金中途脱退者等に係る老齢年金給付等の支給を行うものとする。

9 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が年金給付等積立金等の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該老齢基金中途脱退者等に係る老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該施行後基金中途脱退者等に係る附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行後基金中途脱退者等に通知しなければならない。

第五十五条 行政前基金中途脱退者等又は施行後基金中途脱退者等(以下この条及び次条において「老齢基金中途脱退者等」という。)は、確定給付等積立金等の移換)

第五十六条 老齢基金中途脱退者等は、企業型年

金加入者(改正後確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。附則第五十九条第一項において同じ。)又は個人型年金加入者(改正後確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第五十九条第一項において同じ。)の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金加入者の加入する企業型年金改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。(以下この条及び附則第五十九条において同じ。)の資産管理機関(改正後確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。)又は改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該年金給付等積立金等の移換を申し出ることができる。ただし、老齢基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定により老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の規定により存続連合会老齢給付金の支給に関する義務を負つている者をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて「なお効力」を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定」という。)により老齢給付金の支給に関する義務を負つている者又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の規定により老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該申出に係る積立金を移換するものとする。

4 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行ふこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行ふこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

4 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会の当該積立金の移換を申し出ることができる。

5 当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該申出に係る積立金を移換するものとする。

4 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行ふこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行ふこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

4 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会の当該積立金の移換を申し出ることができる。

5 当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該申出に係る積立金を移換するものとする。

4 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行ふこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

| |
|--|
| 定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の第四項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第四項及び第五項の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定は、なおその効力を有する。 |
| 4 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十一条の六から第九十一条の八までの規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第四項において準用する改正前確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三十五条の規定並びに第五十四条の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第四項及び第五項の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は、なおその効力を有する。 |
| 5 前各項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法の規定の適用に関し必要な読替（移換金に関する経過措置） |
| 第六十四条 施行日前に改正前確定給付企業年金法第一百五十四条の四第一項の規定による申出があつた場合には、同条及び改正前確定給付企業年金法第一百五十六条の規定は、なおその効力を有する。 |
| 2 施行日前に改正前確定給付企業年金法第一百五十五条の規定による申出があつた場合には、同条及び改正前確定給付企業年金法第一百五十六条の規定は、なおその効力を有する。 |
| 3 施行日前に改正前確定給付企業年金法第一百五十六条の規定による申出があつた場合には、同条及び改正前確定給付企業年金法第一百五十七条の規定は、なおその効力を有する。 |
| 4 前三項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。 |
| (存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例) |
| 第六十五条 存続連合会は、政令で定めるところにより、評議員会の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、 |
| 前確定給付企業年金法第六十五条の規定により存続連合会が附則第六十一条第一項の規定によることとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項及び附則第六十一条第三項の規定により老齢年金給付支給対象者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定にかかるわらず、当該老齢厚生年金の額は当該代行給付支給義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間（他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該存続連合会が第一項の認可を受けた日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。 |
| (老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の徴収) |
| 第六十六条 政府は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可により存続連合会が代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額を当該存続連合会から徴収する。 |
| (老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の一部の物納) |
| 第六十七条 前条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等改正前確定給付企業年金法第一百三十三条第一項に規定する改正前厚生年金基金等をいう。以下同じ。)とみなし、改正前確定給付企業年金法第一百四十二条中第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金の加入員であつた期間（他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）については、適用しない。 |
| 5 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第一百十四条の規定により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |
| (審査請求及び再審査請求に関する経過措置) |
| 第六十八条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会が行つた处分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第一百六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。 |
| (存続連合会への事務委託) |
| 第六十九条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第八条の規定により政府が当該存続厚生年金基金から責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十一條第七項の規定により政府が当該主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十三条第一項の規定により政府が当該政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備 |

した額をそれぞれ徴収する場合、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から附則第三十条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合において、これらの徴収のため必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三

条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から責任準備金相当額を徴収する場合附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十

二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金が解散附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定による解散に限る。)に必要な行為又は企業年金基金(改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。)とならないために必要な行為をする場合を含む。)において、当該徴収のため必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

第七十条 存続連合会は、連合会の成立の時において解散する。
2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員等

(以下この条、次条第二項並びに附則第七十五条及び第七十八条第一項第二号において「基金中途脱退者等」という。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給又は附則第五

十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

3 存続連合会は、第一項の規定により解散したときは、規約で定めるところにより、当該存続連合会の残余財産附則第四十条第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第五项第一号及び第二号の規定により行う業務に係るものに限る。第五項及び附則第七十五条において同じ。)を基金中途脱退者等に分配しなければならない。

4 存続連合会が第一項の規定により解散したときは、第二項ただし書に規定する義務及び前項の規定により基金中途脱退者等に分配する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

5 附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた存続連合会は、第三項の規定による残余財産の分配に関する事務を連合会に委託することができる。

6 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録について、当該承継の日から一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対するは、不動産取得税を課することができない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対するのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年法律第 号)附則第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定による。この場合における当該承継に係る不動産の取得に対するのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年法律第 号)附則第七二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可と同時に」とあることである。

1 存続連合会が附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定による命令に違反したとき。
2 その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者及び改定後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

3 附則第三十四条第二項及び第三項の規定は、存続連合会の清算について準用する。

第七十四条 存続連合会が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。(清算)

2 附則第三十四条第二項及び第三項の規定は、存続連合会の清算について準用する。

3 附則第三十四条第四項の規定は、存続連合会の清算(附則第七十二条第一項の規定により解散した場合に限る。)について準用する。

2 連合会は、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該基金中途脱退者等に対し、老齢を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行ふものとする。

3 連合会が第一項に規定する残余財産の交付を受けたときは、附則第七十条第三項の規定の適用については、当該残余財産は、当該基金中途

脱退者等に分配されたものとみなす。

4 連合会は、第二項の規定により年金たる給付

又は一時金たる給付の支給を行うこととなつたときは、その旨を基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 連合会は、基金中途脱退者等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(裁定)

第七十六条 連合会が支給する前条第二項の年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に前条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行う。

(準用規定)

第七十七条 改正後確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は、連合会が支給する附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(連合会の業務の特例)

第七十八条 連合会は、改正後確定給付企業年金法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

1 附則第七十五条第五項の規定による委託を受け、同条第三項に規定する残余財産の分配を行うこと。

2 附則第七十五条第一項に規定する残余財産の交付を受け、当該残余財産に係る基金中途脱退者等について同条第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこと。

連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚

生年金基金の拠出金等を原資として、次に掲げ

る事業を行うことができる。

一 解散基金加入員に支給する附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付につき一定額が確保されるよう、当該年金たる

給付又は一時金たる給付の額を付加する事業

二 存続厚生年金基金に対し、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

された改正前確定給付企業年金法第一百十一条第二項の承認若しくは附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の認可を受けるために要する費用又は附則第五条第一項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十二条第一項の認可を受けるために要する費用又は附則第五条第一項第一項の規定による年金給付等積立金の一部の移換による残余財産の全部若しくは一部の移換に要する費用を助成する事業

三 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業

四 連合会は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行うことができる。

(区分経理)

第七十九条 連合会は、前条の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(連合会への事務委託)

第八十条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第六十九条に規定する政令で定める事務を連合会に行わせることができる。

(確定給付企業年金法の適用)

第八十一条 連合会が附則第七十八条又は前条の規定による業務を行う場合は、改正後厚生年金保険法の規定による業務を行なう場合においては、改正後

確定給付企業年金法第二百二十二条中「この法律」とあるのは、「この法律又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)」とするほか、改正後確定給付企業年

金法の規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

(徴収金の督促及び滞納処分等)

第八十二条 次に掲げる徴収金については、改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして、改正後厚生年金保険法第八十六条第三項を除く。), 第八十七条(第六項を除く。), 第八十八条、第十八条、第八十九条、第九十二条第一項及び第三項、第一百条の三まで、第九十九条の九、第一百条の五から第一百条の七まで、第一百条の九、第一百条の十第一項、第三十一号及び第三十三号に係る部分に限る。), 第二項及び第三項、第一百条の二並びに第一百四条の規定を適用する。

一 附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

二 附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

三 附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

四 附則第十六条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

五 附則第十七条第一項又は第十三条第一項の規定により政府が当該自解型基金から徴収する徴収金

六 附則第十二条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

七 附則第十三条第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項各号に掲げる徴収金並びに同条第二項各号に掲げる徴収金及び加算金は、年金特別会計の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

八 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定により政府が当該清算型基金から徴収する徴収金

九 附則第三十二条第一項又は第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する加算金

(徴収金等の帰属する会計)

第八十三条 改正後特別会計法附則第二十八条の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十一 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十二 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十三 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十四 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十五 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十六 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

して、改正後厚生年金保険法第八十三条の二、第八十六条(第三項を除く。)、第八十八条、第

八十九条、第九十二条第一項から第九十三条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第一百条の三まで、第九十九条、第九十二条第一項及び第三項、第一百条の三までに係る部分に限る。)及び第二項から第七項まで、第一百条の五から第一百条の七まで、第一百条の九、第一百条の十第一項、第三十一号及び第三十三号に係る部分に限る。), 第二項及び第三項、第一百条の二並びに第一百四条の規定を適用する。

一 附則第十三条第一項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

二 附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

三 附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

四 附則第十六条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

五 附則第十七条第一項又は第十三条第一項の規定により政府が当該自解型基金から徴収する徴収金

六 附則第十二条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

七 附則第十三条第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項各号に掲げる徴収金並びに同条第二項各号に掲げる徴収金及び加算金は、年金特別会計の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

八 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

九 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十一 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十二 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十三 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十四 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十五 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十六 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

十七 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた

厚生年金勘定の歳入とする。

四

連合会は、第二項の規定により年金たる給付

又は一時金たる給付の支給を行うこととなつたときは、その旨を基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 連合会は、基金中途脱退者等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(裁定)

第七十六条 連合会が支給する前条第二項の年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に前条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行う。

(準用規定)

第七十七条 改正後確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は、連合会が支給する附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(連合会の業務の特例)

第七十八条 連合会は、改正後確定給付企業年金法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

1 附則第七十五条第五項の規定による委託を受け、同条第三項に規定する残余財産の分配を行うことができる。

2 附則第七十五条第一項に規定する残余財産の交付を受け、当該残余財産に係る基金中途脱退者等について同条第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこと。

連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚

2

連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚

定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百四条の規定による場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(不服申立て)

第八十四条 次に掲げる処分に不服がある者については、改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第一項に規定する標準給与又は老齢年金給付等若しくは附則第四十条第三項第一号若しくは第二号に規定する給付に関する処分

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金その他附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第一項に規定する標準給与又は老齢年金給付等若しくは附則第四十条第三項第一号若しくは第二号に規定する給付に関する処分

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

四 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第一項の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

| | | | |
|---------------|---------|-------|--|
| 第四十四条の二第二項第一号 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 法律第号。以下平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。) |
| 第四十四条の二第三項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| 第四十四条の二第四項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | 解散した | | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | | | |

| | | | |
|---------------|---------|-------|--|
| 第四十四条の二第二項第一号 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 法律第号。以下平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。) |
| 第四十四条の二第三項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| 第四十四条の二第四項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | 解散した | | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | | | |

| | | | |
|---------------|---------|-------|--|
| 第四十四条の二第二項第一号 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 法律第号。以下平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。) |
| 第四十四条の二第三項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| 第四十四条の二第四項 | 企業年金連合会 | 存続連合会 | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | 解散した | | 平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により解散した |
| | | | |

| | | | |
|------------|---------|--|--|
| 第四十四条の二第一項 | が厚生年金基金 | が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年 | 正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第四十条の規定又は附則第六十一条第三項の規定 |
| | | | 正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第四十条の規定又は附則第六十一条第三項の規定 |

項の規定の適用については、同項中「及び第四十六条第一項」とあるのは、「並びに第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とする。

項の規定の適用については、同項中「及び第四十六条第一項」とあるのは、「並びに第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とする。

(罰則)

第八十八条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がないおそれがあるとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

四 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

五 附則第五条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

六 附則第五条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

七 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

九 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第三項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第六項の規定により違反して、督促

状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

三 解散した存続厚生年金基金が、正当な理由がなくして、附則第八条、第十一条第七項、第十三

条第一項、第二十条第三項、第二十二条第一項

又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保

险法第八十一条第一項の規定により負担すべ

き徴収金を督促状に指定する期限までに納付し

ないときは、その代表者、代理人又は使用人そ

の他の従業者でその違反行為をした者は、六月

以下の徴収又は五十万円以下の罰金に処する。

四 存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第

六十六条の規定により負担すべき徴収金を督促

状に指定する期限までに納付しないときは、そ

の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

五 解散した存続連合会が、正当な理由がなく

て、附則第七十二条において準用する附則第八

条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指

定する期限までに納付しないときは、その代表

者、代理人又は使用人その他の従業者でその違

反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がないおそれがあるとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条第六項の規定により違反して、督促

状に指定する期限までに徴収金を納付しないをし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た改正前厚生年金保険法第八十一条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされ

附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一項の規定による改正前の厚生年金保険法に、同条第二項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一項の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

正) 第百四条 国民年金法等の一部を改正する法律
(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように
改正する。

保険法第四十四条の二第一項】に、「[百三十
二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法
律]を「[国民年金法等の一部を改正する法律」
に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年
改正法」に、「第二十四条第一項】を「第二十四条
第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の
確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す
る法律(平成二十五年法律第 号)附則第五
条第一項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同法第一条の規定による改正前の第
百三十二条第二項】に改める。

改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六百六十条、平成二十五年改正法附則第六百六十一条による改正前の厚生年金保険法第六百六十条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十一条及び平成二十五年改正法附則第六百六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正された平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十五条に改め正前の厚生年金保険法第六百六十五条に改め
附則第六条中「厚生年金保険法」を「平成二十一年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第七項中「新法第六百六十一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十四条第一項」を「平成二十五年改正法附則第六百六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六百六十四条に改め

項」とあるのは、平成二十五年改正法附則第八十
六条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成二十五年改正法第一条の規定
による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二
第一項】に改める。

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第三条
第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)に改める。

項」に、「同法第百三十条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年法第百三十条の二第一項」に、「それぞれ」を、「平成二十五年改正法附則第三十四条第四項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。)」と、そ

附則第八条中「(以下「基金」という。)」を削る。
附則第九条第一項中「基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第
律第二十号。以下平成二十五年改正法)とい
う。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年
金基金(以下「基金」という。)に、「厚生年金保
険法第百三十条第一項」を「平成二十五年改正法
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法第一条
の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十
条第一項」に、「以下」を「次条及び附則第二十六
条を除き、以下」に、「第四条の規定による改正
後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た平成二十五年改正法第一条の規定による改正

附則第五十七条第一項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改め、同条第二項中「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百四十条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第一百四十条第二項」に、「同法第八十三条第二項」を「厚生年金保険法第八十三条第二項」に改める。

附則第六十三条中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百六条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

前の」に改める。

項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改める。

附則第二十八条第一項中「厚生年金基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に、「同法第百三十条第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第一項」に改め、「(次項において)“老齢年金給付”といふ。」を削り、「同法附則第十三条第二項」を「厚生年金保険法附則第十三条第二項」に改め、同条第一項の規定により企業年金連合会が同法第百四十九条第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定により平成二十五年改正法附則第六十二条第一項」に、「同法附則第十三条の二」に改め、同条第三項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「すべての厚生年金基金」を「全ての公的年金制度の健全性及び信頼性の確保」に改める。

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第三条
第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
五百五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のよう
に改正する。
附則第四十七条第一項中「厚生年金基金」を
「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のた
めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の
（平成二十五年法律第 号）に改める。
五年改正法」という。附則第三条第十一号に規
定する存続厚生年金基金」に改める。
附則第四十九条第一項中「厚生年金保険法」を
「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚
生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚年
法」という。）に改め、同条第二項中「厚生年金
保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則
第五条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改
める。
附則第五十二条第一項及び第四項中「確定給
付企業年金法」を「平成二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた平成二十五年改正法第二条の規定に
よる改正前の確定給付企業年金法」に改める。
附則第五十五条第二項中「第四十一条、等
百三十条の二」を並びに第四十一条並びに平成
二十五年改正法附則第五条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた平成二十五
年改正前厚年法第百三十条の二」に改め、「等
百四十七条第四項」を削り、「第一百七十三条の規定
」を「第一百七十三条並びに平成二十五年改正法附
則第三十四条第四項の規定に、「同法第三十
七条第一項」を「厚生年金保険法第三十七条第一

項に、「同法第百三十条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百三十条の二第一項」に、「それぞれ」を、「平成二十五年改正法附則第三十四条第四項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。)」と、それぞれ」に改める。

附則第五十六条第二項中、「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百三十八条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで、第八十条まで並びに平成二十五年改正前厚年法第百三十八条规定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第八十二条第二項」を「厚生年金保険法第八十三条第二項」に改める。

附則第五十七条第一項中「厚生年金保険法及び「同法」を「平成」十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改め、「同法第二項中」、「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百四十条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百四十条第二項」に、「同法第八十三条第二項」を「厚生年金保険法第八十三条第二項」に改める。

附則第六十三条中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

附則第八条中「(以下「基金」という。)」を削る。
附則第九条第一項中「基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)」に、「厚生年金保険法第百三十条第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項」に規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十一条第一項に、「以下」を「次条及び附則第二十六条を除き、以下」に、「第四条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改める。

附則第十条の見出しを「(存続連合会への準用)」に改め、同条第一項中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付を)」を加え、同条第二項中「基金に係る厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧厚生年金基金」という。)」に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「基金が」を「旧厚生年金基金が」に、「当該基金」を「当該旧厚生年金基金」に、「連合会が」を連

合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により、「同法第一百六十一条第三項」を「同第三項」に改める。

附則第二十条第一項及び第二十一条第二項中「及び第四十四条の三第四項」を「及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む)」に、「同法第四十四条の二第一項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項並びに厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第一項中「第六条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法百三十三条、百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項並びに同法」に、「同法第二項中「厚生年金保険法百三十三条の二第二項及び第三項並びに厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第一項中「第六条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項並びに同法」に、「同法第二項中「厚生年金保険法百三十三条の二第二項及び第三項並びに厚生年金保険法」に改める。

法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三条、第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三条、第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」に改める。

附則第二十四条第四項中「厚生年金保険法第三百三十三条第一号中「(第九章(厚生年金基金十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三条第一号中「厚生年金保険法第三百三十三条第一号中「厚生年金基金契約」を削る。

(所得税法の一時改正)

第七十条第一号中「(第九章(厚生年金基金十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三条第一号中「厚生年金保険法第三百三十三条第一号中「厚生年金基金契約」を削る。

(第三十一号中「(第九章(厚生年金基金

及び企業年金連合会)の規定を除く。」)を削り、

「第三号」を「以下この条」に改め 同条第二号中「厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金

約」を削る。

| 別表第一 中 | |
|--|-----------|
| 企業年金基金 | 確定給付企業年金法 |
| 企業年金連合会 | 確定給付企業年金法 |
| 厚生年金保険法 | 確定給付企業年金法 |
| 金基金の項を削る。 | に改め、厚生年 |
| (所得税法の一時改正に伴う経過措置) | を |
| 第百八条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、 | |
| 所得税法その他所得税に関する法令の規定の適 | |
| 用については、同法別表第一に掲げる法人とみ | |
| なす。 | |
| 金基金の項を削る。 | |
| (法人税法の一時改正) | |
| 第一百九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 | |
| 第十二条第四項第一号中「厚生年金基金契約」を削る。 | |
| 第八十四条第一項中「厚生年金基金契約に係 | |
| る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ | |
| 若しくは有価証券の売買その他の方法による年 | |
| 金給付等積立金(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十条の二第二項(年金た | |
| 法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法 | |

約、「を削り、同号中イを削り、口をイとし、ハ

からホまでを口からニまでとし、同項第二号中

「厚生年金基金契約」を削り、同号イを削り、ハ

同号ロ中「責任準備金額」を、「保険業法第百十六

条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金と

して積み立てられている金額(以下この号及び

第四号において「責任準備金額」という。)に改

め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロと

し、同号ニを同号ハとし、同項第三号中「厚生

年金基金契約」を削り、同号ロ

中「責任準備金額」を「農業協同組合法第十一條

の十三(共済事業に係る責任準備金)に規定する

責任準備金として積み立てられている金額(以

下この号において「責任準備金額」という。)に

改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロと

し、同号ニを同号ハとし、同項第五号中「厚生

年金基金契約」を削り、同号ロ

中「責任準備金額」を、「厚生年金基金契約」を

削り、同号ハとし、同項第五号中「厚生

年金基金契約又は「年金給付等積立金の運用」

(準用規定)において準用する場合を含む。)に

定により年金給付等積立金を運用するために締

結された同法第百三十六条の三第一項(年金

給付等積立金の運用)同法第百六十四条第三項

(厚生年金保険法)に規定する給付に係る登記の

契約を「業務」の下に「(これに類する契約をいい」を削る。

別表第二中 (厚生年金連合会)

| 企業年金基金 | 確定給付企業年金法 |
|---------|-----------|
| 企業年金連合会 | 厚生年金保険法 |

を
に改め、厚生年

金基金の項を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、地方税

法人税法その他法人税に関する法令の規定の適

用については、同法別表第二に掲げる法人とみ

なす。

2 存続厚生年金基金及び存続連合会は、地方税

法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百一

条の三十四第二項の規定の適用については、法

人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

(印紙税法の一部改正)

する業務で政令で定める業務を含む。)を加え、「次に掲げる」を「各確定給付年金基金資産

運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛金の額

のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でそ

は加入者であつた者が負担した部分の金額でそ

は、当分の間、印紙税を課さない。

(登録免許税法の一部改正)

第百十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項の第一欄中「企業年金基金」

の下に「及び企業年金連合会」を加え、同項の第

三欄の第二号中「第九十四条」を「第九十一条の

十八第五項又は第九十四条」に、「同条」を「これ

の規定」に改め、「企業年金基金」の下に「又は企

業年金連合会」を加え、同表中二の二の項及

印紙税を課さない。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十二条 存続厚生年金基金が作成する老齢年

給付等積立金の運用)同法第百六十四条第三項

(厚生年金保険法)に規定する給付に係る登記の

契約を「業務」の下に「(これに類する契約をいい」を削る。

別表第二中 (企業年金連合会)

| 企業年金基金 | 確定給付企業年金法 |
|---------|-----------|
| 企業年金連合会 | 厚生年金保険法 |

を
に改め、厚生年

金基金の項を削る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十六条 存続厚生年金基金及び存続連合会

は、消費税法その他消費税に関する法令の規定

の適用については、同法別表第三号に掲げ

る法人とみなす。

(地方税法の一部改正)

第百十七条 地方税法の一部を次のように改正す

る。

十八 削除

第百三十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項の第一欄中「企業年金基金」

の下に「及び企業年金連合会」を加え、同項の第

三欄の第二号中「第九十四条」を「第九十一条の

十八第五項又は第九十四条」に、「同条」を「これ

の規定」に改め、「企業年金基金」の下に「又は企

業年金連合会」を加え、同表中二の二の項及

印紙税を課さない。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八

号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正)

第百十五条 消費税法(昭和六十三年法律第百五十五号)

に改め、同表厚生年金基金

| 企業年金基金 | 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) |
|---------|------------------------|
| 企業年金連合会 | 厚生年金保険法 |

を
に改め、同表厚生年金基金

の項を削る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十六条 存続厚生年金基金及び存続連合会

は、消費税法その他消費税に関する法令の規定

の適用については、同法別表第三号に掲げ

る法人とみなす。

(地方税法の一部改正)

第百十七条 地方税法の一部を次のように改正す

る。

四九

| | |
|---|---|
| <p>社会保険審査会は、改正後審査会法第十九条の規定にかかるらず、同条に規定するもののはか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定による審査請求の事件を従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>4 前項の再審査請求及び審査請求に関する改正後審査会法第十九条、第三十条第一項及び第三十二条第五項の規定については、改正後審査会法第十九条中「第九十条」とあるのは「第九十条(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)。以下「平成二十五年改正法」という。附則第八十四条において同じ。)」と、「再審査請求」とあるのは「再審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。)」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定</p> <p>七十七の二 確定給付企業年金法(平成十五年法律第五号)第九十一条の二第一項及び第二項各号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは同条第六項の規定による同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第七十八条第一項第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは同条第三項の規定による同法第五条第一項の規定による改正前の第八十七条第一項に規定するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項に改める。</p> <p>(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一項に規定する企業年金連合会</p> | <p>による再審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた再審査請求並びに附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定による審査請求の事件を従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>4 前項の再審査請求及び審査請求に関する改正後審査会法第十九条、第三十条第一項及び第三十二条第五項の規定については、改正後審査会法第十九条中「第九十条」とあるのは「第九十条(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)。以下「平成二十五年改正法」という。附則第八十四条において同じ。)」と、「再審査請求」とあるのは「再審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。)」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定</p> <p>七十七の三 確定給付企業年金法(平成十五年法律第五号)第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会</p> |
| <p>によりなお従前の例によることとされたものとの含み」と、改正後審査会法第三十条第一項中「厚生年金保険」とあるのは「厚生年金保険(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)及び同条第十三号に規定する存続連合会並びに」と、「被保険者」とあるのは「被保険者(存続厚生年金基金の加入員並びに」と、改正後審査会法第三十二条第五項中及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「並びに国民年金法」とあるのは「、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。)第一百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第五項及び国民年金法」とする。</p> <p>(住民基本台帳法の一部改正)</p> <p>第百一十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十七の二の項から七十七の四の項までを次のように改める。</p> <p>(石炭鉱業年金基金法の一部改正)</p> <p>第百二十四条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改める。</p> <p>第二十二条第一項中「第一百四十二条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条に改める。</p> <p>第一項第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは同条第三項の規定による同法第五条第一項の規定による改正前の第八十七条第一項に改める。</p> <p>(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一項に規定する企業年金連合会</p> | <p>によりなお従前の例によることとされたものとの含み」と、改正後審査会法第三十条第一項中「厚生年金保険」とあるのは「厚生年金保険(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)及び同条第十三号に規定する存続連合会並びに」と、「被保険者」とあるのは「被保険者(存続厚生年金基金の加入員並びに」と、改正後審査会法第三十二条第五項中及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「並びに国民年金法」とあるのは「、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。)第一百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第五項及び国民年金法」とする。</p> <p>(住民基本台帳法の一部改正)</p> <p>第百一十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改める。</p> <p>(石炭鉱業年金基金法の一部改正)</p> <p>第百二十四条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改める。</p> <p>第二十二条第一項中「第一百四十二条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条に改める。</p> <p>第一項第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは同条第三項の規定による同法第五条第一項の規定による改正前の第八十七条第一項に改める。</p> <p>(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一項に規定する企業年金連合会</p> |

よる。

前条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十二条第二号(同法第三十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号中「又は雇用保険法」とあるのは、「雇用保険法」

あるのは「同法第八十三条の規定に係る部分に限る。」又は「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十八条第一項又は第二項)とす
る。

(港湾労働法の一部改正)
第百二十九条 港湾労働法

四十号)の一部を次のように改正する。

百二条】に、「、第一百四条第一項」を「若しくは第

百四条第一項】に、「第一百二条第一項若しくは

一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同)

法第百八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。」を削る。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

正する。

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二条に、「第一百四条第一項」を「若しくは第一百

四条第一項」に、「第一百二条第一項若しくは」を

「第一百二条又は」に改め、「、第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(司法

第一百八十二条第一項若しくは第二項の規定に係

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣する部分に限る。）」を削る。

労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う

(経過措置) 第百二十八条 この法律の施行前に(この行を)〇

いて刑に処せられた者の当該刑に係る労働者派

遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による次略事由

語等に關する法律第十六の規定に依りケ相手日については、なお従前の例による。

² 前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

道正が道官の研修及び派遣先職者の供託等に関する法律第六条第二号(同法第十条第五項にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号中「又は雇用保険法」に

ては「三分の間 同号中又は履用併用法」とある

あるのは、同法第八十三条の規定に係る部分に限る。又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十八条第一項又は第二項)とする。

(港湾労働法の一部改正)

第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第百二十二条第一項」を「第百二条」に、「第百四条第一項」を「若しくは第百四条第一項」に、「第百二十二条第一項若しくは」を「第百二十二条又は」に改め、「第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条(同法第八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)」を削る。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る港湾労働法第十三条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

前条の規定による改正後の港湾労働法第十三条第二号(同法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号中「又は雇用保険法」とあるのは、「雇用保険法」と、「同法第八十三条」とあるのは、「同法第八十三条の規定に係る部分に限る。又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十八条第一項又は第二項)とする。

(保険業法の一部改正)

第一百三十二条 保険業法の一部を次のように改正する。

〔第六百三十二条解散厚生年金基金等が附則第五条の規定によりなおその効力を有するもとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四項の規定により附則第五条第一項の規定よりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三条第一項に規定する責任準備金に相当する額の一部について物を有する場合において、当該物納に充てるため前条の規定による改正後の保険業法第一条第二項に規定する生命保険会社(同条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。次項において単に「生命保険会社」という。)から当該解散厚年金基金等が締結した生命保険の契約に係る年金の引渡しを受けるときは、改正前保険業法第一條の十三第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険社が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第四項の規定により解散厚年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、改正前保険業法附則第一條の十三第三項の規定は、なおその効力を有する。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正第一百三十三条厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のよう改定する。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」、「第六十条第三項」に改める。

附則第五十七条第四項中「第一百四十四条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第

(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律等の一部改正)
第一百三十四条 次に掲げる法律の規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。
一 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号)
附則第七条第一項
二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百三十一号)附則第七条第一項
三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第六条第一項
(特別会計に関する法律の一部改正)
第一百三十五条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。
第一百十一条第三項第一号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、同項第二号中ニを削り、ホをニとする。
第一百六十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。
附則第二十八条の二の次に次の一条を加える。
(厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条の三 当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号。以下この条において「平成二十五年

| |
|--|
| <p>厚生年金等改正法」という。附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五条の三の規定による存続厚生年金基金平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。からの徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。</p> <p>2 当分の間、第一百十一条第三項の規定による当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十五年法律第二百四十九号)の規定による当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。から徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。</p> <p>3 当分の間、第一百十一条第三項の規定による改正前の法律(平成十五年法律第二百四十九号)の規定による当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第一項(同法附則第八十五条において準用する場合を含む)並びに平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の規定による存続厚生年金基金及び存続連合会への負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。</p> |
| <p>4 当分の間、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十五年法律第二百四十九号)の規定による当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。から徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。</p> <p>(調整規定)</p> <p>第百三十六条 施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、前条のうち特別会計に関する法律(平成十五年法律第二百四十九号)の改正規定中「ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし」とあるのは、「ヌをチとし、ルをリとし」とする。</p> <p>2 前項の場合において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第九条のうち特別会計に関する法律(平成十五年法律第二百四十九号)の改正規定中「第一号ルを同号ヲとし、同号ヌ」とあるのは「第一号リを同号ヌとし、同号チ」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とあるのは「リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とある。</p> <p>(社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)</p> <p>第百三十七条 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第百三十三条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。</p> <p>(日本年金機構法の一部改正)</p> <p>第百三十八条 日本年金機構法(平成十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十八条第四項中「附則第二十九条の四」</p> |
| <p>を「附則第三十二条」に改める。</p> <p>(社会保険士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第一百三十九条 社会保険士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百四十一年法律第九十七号)附則の改正規定中「附則五号」の下に「第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、」を加える。</p> <p>(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百四十条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十二条のうち厚生労働省設置法(平成二十一年法律第九十七号)附則の改正規定中「附則五号」の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十二条のうち厚生労働省設置法(平成二十一年法律第九十七号)附則の改正規定中「附則五号」の下に「第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、」を加える。</p> <p>(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百四十二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十三条から第十条までを次のように改める。</p> <p>第四条から第十条まで 削除</p> <p>第十二条第二項から第四項までを削る。</p> <p>第十二条第二項中「若しくは第五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。及び第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる同法第百四十二条第一項において準用する同法第八十六条第一項」を削る。</p> <p>第十四条第二項及び第三項を削る。</p> <p>第十二条第一項第三号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第五号中「第七号」を「次号」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。</p> <p>(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第百四十二条 存続厚生年金基金については、前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。)第四条から第六条まで、第十条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有するものと有する。この場合において、この項の規定に</p> |
| <p>よりなおその効力を有するものとされたこれら規範の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 存続連合会については、改正前厚生年金特例法第七条から第十条まで並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされたこれらの規定の適用に係る事務(当該情報の提供を除く。)については、改正前厚生年金特例法第二十一条第一項第六号に係る部分に限る。この規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第十条の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)については、改正前厚生年金特例法第二十一条第一項第六号に係る部分に限る。この規定は、なおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十六条の規定によりその例によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十六条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分とみなして、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による処分とみなして、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十一条から第九十二条までの規定並びに附則第二十二条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する改正後審査会法の規定を適用する。</p> <p>5 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に不服がある者については、改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、必要な技</p> |

術的読替えは、政令で定める。

6 社会保険審査官又は社会保険審査会は、改正後審査会法第一条第一項及び第十九条の規定にかかわらず、前項において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項並びに第十九条の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う。

7 存続厚生年金基金について前条の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(次項において「改正後厚生年金特例法」という。)第十二条の規定を適用する場合には、同条第一項中「特例納付保険料その他この法律」とあるのは「特例納付保険料、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第百四十五条改正法附則第一百四十条の規定による改正前の第四条第一項に規定する未納掛金その他この法律又は平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたこの法律」と、同条第二項中「第八十六条第一項」とあるのは「第八十六条第一項又は平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項による改正前の第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十二条第一項第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第一項」とす

る。

8 存続連合会について改正後厚生年金特例法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第一項に規定する改正後厚生年金保険料の特例等に関する法律(次項において「改正後厚生年金特例法」という。)第十二条の規定を適用する場合には、同条第一項中「特例納付保険料その他この法律」とあるのは「特例納付保険料、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項において準用する改正前の第八条第八項)」を「平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその効力を有するものとされる平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項において準用する改正前の第八条第八項)」を削り、「附則第十七条の十四〔(を)附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。」

9 第八十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。)を削り、「附則第十七条の十四〔(を)附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。)」を「平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項において準用する改正前の第八条第八項」に改めることとする。

10 第八十三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十五条 施行日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下この条において「年金機能強化法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の規定は、適用しない。

11 第八十四条 第八十二条の二中「していいる被保

險者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(産前産後休業期間中の保険料の

次のように改正する。

附則第十二条のうち国民年金法附則第九条の五を削り、同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の五とする改正規定中「附則第九条の四の二」を「附則第九条の四の七」に改める。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

法律の一部改正)

12 第八十五条 施行日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下この条において「年金機能強化法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の規定は、適用しない。

13 第八十六条 第八十二条の二中「していいる被保

險者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(産前産後休業期間中の保険料の

14 第八十六条 第八十二条の二中「していいる被保険者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

15 第八十七条 第八十二条の二中「していいる被保

险者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(産前産後休業期間中の保険料の

び第八十一条
の三第二項の
改正規定

徴収の特例)

第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。

| | |
|---|---|
| 第一百条の十第一項第二十九号の改正規定 第百三十一条 第百三十九条第七項及び第八項の改正規定、同条に一項を加える改正規定 第百四十条 第九項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定 | 「第八十一条の二の二」を加える。 第百条の十第一項第二十九号中「(これららの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。 |
|---|---|

第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。

| | |
|---|---|
| 第一百条の十第一項第二十九号中「(これららの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。 | 「第八十一条の二の二」を加える。 第百条の十第一項第二十九号中「(これららの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。 |
|---|---|

徴収の特例)

第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。

| | |
|---|---|
| 第一百条の十第一項第二十九号中「(これららの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。 | 「第八十一条の二の二」を加える。 第百条の十第一項第二十九号中「(これららの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 4 第一項の場合において、年金機能強化法附則第二十条中「被保険者及び加入員」とあるのは | 「被保険者」と、「第八十一条の二の二」、「百三十九条第九項又は百四十条第十項」とあるの |
| 5 第一項の場合において、年金機能強化法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定 | 並びに同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定 |
| 6 同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条 | 同法第九十八条第三項及び第一百条の十第一項第二十九号 |
| 7 同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条 | 同法第九十八条第三項及び第一百条の十第一項第二十九号 |
| 8 同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定 | 並びに同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定 |

該加入員の下に「(次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている当該加入員を除く。)」を加え、同条に次の

10 当該加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と、「前条第八項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項」とあるのは「同条第八項」と、「前条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| | |
|--|--|
| 附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定及び附則第三十二条第二項第三号の改正規定 | 附則第二十九条第一項第四号を削る。 |
| 3 第一項の場合において、年金機能強化法附則第一条第四号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | 3 第一項の場合において、年金機能強化法附則第一条第四号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 |

| |
|-------------------|
| 附則第二十九条第一項第四号を削る。 |
|-------------------|

| |
|-------------------|
| 附則第二十九条第一項第四号を削る。 |
|-------------------|

私立学校教職員共済制度の加入者に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に、「を同条第三項」を「を同条第二項」に改める。

第七項の改正規定及び附則第一百四十二条のうち独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律附則第七条第七項の改正規定中「事務所」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」を加える。
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第一百四十七条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派

律の一部改正)
第百五十九条の三 公的年金制度の健全性及び
信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)の一部を次のように改正する。
附則第六十九条及び第八十条中「管掌者」を「実施者」に改める。
附則第八十二条中「第九十一条から第九十三条の三まで」を「第九十二条第一項、第九十三条の二、第九十一条の三」に改める。
附則第百二十二条第一項中「前条の規定による改正後の」を削り、「改正後審査会法」を

附則第九十一条のうち、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十四条の改正規定中「年金たる保険給付」を、「年金たる保険給付に改め、同法附則第五十六条第二項及び第五十七条第三項の改正規定中「第八十六条から」を「及び第八十四条から」に、「第八十六条、第八十七条を」、「第八十四条、第八十五条から第八十七条まで」に、「第八十九条」を及び第八十九条に改める。

一条第六項第一号イ」を「百第百十一条第七項第一号イ」に改め、同法第百十六条第一項及び第四項の改正規定中「第四項」を「第三項」に改め、同法第百二十条第二項の改正規定中「第六号」を「七号」とし、「第五号」を「第七号」を第八号とし、「第六号」に改め、同項第六号を同項第七号とする。
附則第百二十条のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項の改正規定中「第九十条」の下に「同条第二項及び第六項を除

遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。

附則第百四十九条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第一百二十一号)第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。

「審査会法」に改め、同条第二項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条」とあるのは「第九十条〔〕」を除く。以下同じ。」とあるのは「除き。」に改め、同条第三項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第一項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一條第一項」に改め、同条第四項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条〔〕」を「第九十条〔同条第二項及び第六項を除き。〕」に、「第九十一

附則第九十三条のうち厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十六条第三項の改正規定中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」を「第六十条第三項」を「第六十条第二項」に改める。

き、「を「第九十条」の下に「同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。」に改める。

附則第百三十六条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える。

附則第一百五十四条のうち厚生年金保険の保険料及び保険料の納付の特例等に関する法律第十一条の改正規定中「第十一項及び第二項」を「第十一条」に改め、「に改め、同条第三項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」を削る。

条」を「第九十一条第一項」に改める。
附則第一百四十二条第四項中「改正後厚生年金保険法第九十一条から第九十一条の三まで」を「厚生年金保険法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三」に、「改正後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第五

附則第百六条のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第三十三条第一項の改正規定中「第四項」を「第三項」を「第三項」を「第二項」に改め、同法第七十七条の改正規定中「削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」という。」による私立学校教職員共済制度の加入者(次項において「私学共済制度の加入者」という。)に改め、同項を同条第二項とし」を「及び第三項を「削り」に、「第一項の「前項の」に「私学共済制度の加入者」に」を「私学共済法の規定による

改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。
附則第百三十八条のうち、確定給付企業年金法第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項の改正規定中「第七十七条第三項」の下に、第八十二条の二第四項】を加え、同法第一百十二条第六項、第一百三十条第二項、第一百十四条第三項、第一百十七条等四項及び附則第三条第一項の改正規定を削る。附則第百四十四条のうち独立行政法人農業技

附則第百五十五条のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第六条第四項の改正規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。
附則第二百五十九条の二の次に次の二条を加える。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

項目中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第二項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百四十七条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

| 期 間 | 事 務 |
|---|---------------------------------|
| 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間 | 同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関すること。 |

3 社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)

第一百五十二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成二十五年六月二十一日印刷

平成二十五年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C